

平成31年（2019年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成31年2月28日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成31年2月28日（木）

出席議員

1 番 宮地 忍

2 番 田島明良

3 番 柴田洋巳

4 番 岡村哲雄

5 番 大西瑞香

6 番 原 隆伸

7 番 奥村 仁

8 番 樋口泰生

9 番 太田哲生

10番 瀧本 攻

11番 近澤チヅル

12番 入江康仁

13番 家崎仁行

14番 東 清剛

15番 平野隆久

16番 中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	疇地 啓太

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 宮地 忍	2 番 田島明良
----------	----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少し時間をいただきたいと思います。

本年2月6日に開催されました、全国町村議会議長会第70回定期総会におきまして、町村議会議員として15年以上の在職者として、入江康仁議員に対する表彰が行われました。

本日ここに、表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、入江康仁議員、前のほうへお願いいたします。

東清剛議長

表彰状 三重県紀北町 入江康仁殿 貴方は町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたこと、その功績は、誠に顕著であります。よってここにこれを表彰致します。平成31年2月6日 全国町村議会議長会会長 櫻井正人（代読）

(拍 手)

東清剛議長

なお、満15年以上在職して私、東清剛も議長会理事会において、表彰状をいただきましたので、ご報告申し上げます。ありがとうございました。

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成31年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦勞様でした。

3月定例会は、本日から長期となりますが、健康には十分に留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに新年度予算を提案いただき、大変ご苦勞様でございました。

今議会は、新年度予算、補正予算など、条例制定など多岐にわたる事件を審議、質問を行

う重要な定例会でございます。議員、執行部の皆様方の議事進行には、格別のご協力をお願い申し上げます。定例会開会でのご挨拶とさせていただきます。

東清剛議長

会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

まず、会期日程表でございます。

平成31年3月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、2月28日、木曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。一般質問の受付開始は午前8時30分からでございます。

第2日、3月1日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託、一般質問の受付締切りは午後1時まででございます。

第3日、3月2日、土曜日、休会。休日。

第4日、3月3日、日曜日、休会。休日。

第5日、3月4日、月曜日、休会。常任委員会予定日。

第6日、3月5日、火曜日、休会。常任委員会予定日。

第7日、3月6日、水曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、3月7日、木曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月8日、金曜日、休会。中学校卒業式。

第10日、3月9日、土曜日、休会。休日。

第11日、3月10日、日曜日、休会。休日。

第12日、3月11日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第13日、3月12日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第14日、3月13日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第15日、3月14日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、3月15日、金曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、議事日程でございます。

平成31年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年2月28日（木曜日）9時30分開議。

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 町政の一般説明

第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7 議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例

第8 議案第5号 紀北町長島多目的会館条例

第9 議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第8号 紀北町町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第14 議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第15 議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例

第16 議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

第17 議案第14号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例

第18 議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例

第19 議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例

- 第20 議案第17号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
- 第21 議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第22 議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第20号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第21号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算
- 第27 議案第24号 平成31年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第28 議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第30 議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算
- 第31 請願案件

以上でございます。

東清剛議長

これより日程に従い、議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 宮地 忍君

2番 田島明良君

の両名をご指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月15日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日2月28日から3月15日までの16日間とすることに決定しました。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月21日に議会運営委員会が開催され、3月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてのご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案につきましてであります。本定例会に提案され、受理した案件は、諮問が1件、議案については、第4号から第27号までの合計25件となっております。また、請願案件1件を受理しております。所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受付は、本日、午前8時30分から午後5時までと、第2日、3月1日、金曜日、午前8時30分から午後1時までとなります。

質問の趣旨は具体的に記載することとなっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は3月26日、火曜日、午前10時から開催されます。

紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から開催されます。

また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月28日、木曜日、午前10時から開催されるとの予定

です。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月8日、金曜日は中学校の卒業式があります。また、定例会終了後の3月20日、水曜日は小学校の卒業式。3月22日、金曜日は、幼稚園の卒園式がそれぞれ開催されますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

紀北町ホームページのリニューアルについてでございます。

紀北町ホームページにつきましては、本年度更新作業を進めてまいりましたが、この度、作業が終了し、3月1日にリニューアルをいたします。この更新によりまして、トップページを一新し、より見やすく検索がしやすくなります。今回の更新では、スマートフォン画面への対応や音声読み上げへの対応など、視覚障がい等をお持ちの方にも、より利用しやすい配慮をするとともに、町へのご意見、ご要望のメール送信の際のセキュリティーも向上いたしました。

今後とも新着情報のアップや記載内容の更新など、町の最新情報の発信に努めてまいります。

す。

以上、ご報告といたしまして、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、平成31年3月議会定例会の開会にあたりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、平成31年度予算案について、その概要を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は紀北町長に就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢のもと、住民の皆様との協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

今後の町政についても、これまでの町長としての経験を生かし、時代の変化や町民の要請に的確かつ柔軟に対応できる広い視野を持ち、現場を重視し、紀北町第2次総合計画の将来像である「みんなが元気！紀北町 ～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、前期基本計画の4つの重点プロジェクトを中心に全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいります。

特に、「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」のもと、引き続き健康増進を積極的かつ効果的に推進し、町民の皆様が生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今年には伊勢湾台風から60年となります。本町は、地理的、気象的に自然災害に対して極めて厳しい条件下にあり、これまで幾度も甚大な被害を受けてきております。

これらを教訓に、地震・津波・台風・豪雨など自然災害に対する防災力・減災力を強化し、日頃の訓練や準備を怠ることなく、常に災害を意識し町民の皆さま方と力を結集して対策を進めてまいります。

加えて、災害発生後の迅速な復旧・復興に向けた体制整備を進めてまいります。

町内の自然・生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがある、町外からの土砂搬入等の事業活動により、町民は大きな不安を抱えています。

この不安を払拭し、町内の豊かな自然や安全で安心した生活を子や孫の世代に引き継ぐための早急な対策が必要であります。

昨年6月5日には、町・住民・事業者が自然環境の保全に一体となって取り組み、健康で豊かな生活を築くため「自然と共生の町」宣言を行いました。

引き続き、自然と良好な環境を守り、将来にわたる皆さまの健康を保護し、安全な生活環境の確保を図るため「紀北町生活環境の保全に関する条例（案）」を今議会に提案させていただいているところでございます。

今後、この宣言や条例を規範として環境に関する諸施策を展開し、先人が大切に守ってきた町内の自然景観や環境と調和のとれた生活や産業の振興を継続させるためのまちづくりを議員の皆様をはじめ、町民・事業者の皆様とともに進めてまいります。

今年は、平成16年7月7日に世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」が15周年を迎えます。今日まで多くの方々に本町を含めた自然豊かな東紀州地域にある熊野古道へ訪れていただきました。

引き続き、熊野古道をはじめとする地域の魅力を発信し、町内への誘客に取り組むとともに、古道の環境整備にも力を注いでまいります。

本年は、世界3大スポーツイベントの1つと言われている、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」が、9月20日から11月2日まで国内12都市で開催をされます。

日本代表チームはもとより世界各地から集う各チームの活躍を大いに期待をしているところであります。

さて、2020年の東京オリンピック、パラリンピック競技大会まで1年6カ月あまり、三重県で開催される第76回国民体育大会「三重とこわか国体」、第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」まで、2年6カ月あまりとなりました。

「三重とこわか国体」では、正式競技の「ソフトボール少年女子」、公開競技の「グラウンドゴルフ」が、「三重とこわか大会」では、ソフトボールが本町で開催をされます。

町民総参加により、おもてなしの心を持って全国から訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会にしたいと考えています。

昨年8月には、「三重とこわか国体・三重とこわか大会紀北町実行委員会」を立ち上げました。今後、町民の皆さま、スポーツ団体等の皆さまのお力を得ながら準備を進め、大会運

営に万全を期してまいります。

また、この大会を機に、これまで以上に町民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して町民の健康増進と体力向上を図り、人と人との交流や絆づくりを図ってまいります。

日本の経済情勢は、アベノミクスの推進により大きく改善しており、GDPは名目、実質ともに過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつあると言われております。

東海財務局津財務事務所は、昨年10月から今年1月の三重県内経済情勢を、個人消費は緩やかに持ち直しており、生産活動は電子部品・コンピュータに接続して使用するハードウェアや輸送機械を中心に回復している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、引き続き景気が回復していくことが期待される。ただし、通商問題の動向や海外経済の不確実性、労働力不足等による各種供給制約に留意する必要があると、1月末に発表いたしました。

一方、平成31年1月28日に開会された、第198回国会における安倍晋三内閣総理大臣の施政方針演説では、「全世代型社会保障への転換」、「成長戦略」、「地方創生」、「戦後日本外交の総決算」の項目ごとに、教育無償化、一億総活躍、第4次産業革命、農林水産新時代、地方創生、国土強靱化等の具体的な政策を述べられました。

その中で、「教育の無償化」として、「わが国の持続的な成長にとって最大の課題は少子高齢化であり、これまでの政策の延長線上では対応できない。次元の異なる政策が必要である。」、「一億総活躍」として、「誰もがその能力を思う存分発揮できる社会に向かって、これからも、働き方改革を全力で推し進める。」、「第4次産業革命」として、「世界は第4次産業革命の真ただ中にあり、人工知能、ビッグデータ、モノのインターネット、ロボットといった技術革新が経済社会のありようを一変させようとしている。」、「農林水産新時代」として、「若者が自らの未来を託すことができる農林水産新時代を共に築いていく。」、「地方創生」として、「若者たちの力で、地方の輝ける未来を切り開いていく。」、「国土強靱化」として、「ハードからソフトまで、あらゆる手を尽くし、3年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進める。」等々の発言もありません。

地方においては、いまだ厳しい経済状況が続いております。

このような国の方針や施策を十分に踏まえ、町を取り巻く情勢の変化を的確かつ柔軟に把握した中で、関連支援策等の導入を積極的に図りながら、安全・安心対策、町民の健康増進、産業の振興、子育て・教育の充実、社会基盤の整備などをより効果的にスピード感を持って

進め、地域経済の活性化を図ってまいります。

消費税率については、法律で定められたとおり、本年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げられる予定であります。

また、一部の対象商品には8%の税率が適用される、軽減税率制度が同時に導入されるため、従来の消費税率の増税とは異なり、様々な負担や混乱も予想がされております。

社会保障・税一体改革による消費税率の引き上げは、少子高齢化により増え続けている社会保障費、少子化対策の費用の財源を増やすためのものでありますが、消費者購買欲の低減、中小企業等への負担増、景気の悪化等も懸念されているところでございます。

引き上げに伴う税収の増加分を財源とし、幼稚園や保育園の利用料の補助をする「幼児教育・保育の無償化」や「低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化」等について制度内容等をしっかり把握し対応してまいります。

平成29年度にスタートした「紀北町第2次総合計画」の将来像「みんなが元気！紀北町」を目指し、前期基本計画に掲げた4つの重点プロジェクトを中心として、積極的かつ計画的に主要施策の推進を図ってまいります。

なお、平成31年度は、「紀北町第2次総合計画前期基本計画」の中間年となります。本町を取り巻く社会情勢の変化などに適切に対応し、本計画の実効性を確保するため、外部委員も含めた検証委員会を設置し、各施策の進捗状況や達成度などを検証してまいります。

「計画」、「実施」、「点検・評価」、「改善に向けた行動」を繰り返しながら、常に「気付くと改善」の気持ちを持ち、これまで以上に住民の皆様の立場に立ち、住民の皆様の声に耳を傾け、住民の皆様と真摯に向き合い、時代の潮流に対応したタイミングとバランス感覚を重視してまちづくりを進めてまいります。

国は、平成31年度予算については、引き続き、構造改革、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進、第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・技術革新の促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずる。

消費税率の引き上げに伴う対応については、引き続き前後の消費を平準化するための十分な支援策を講ずる。

東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対策の強化を現場と連携を密にして着実に進める。また、重要インフラ緊急点検結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

また、予算編成にあたっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとしているところでございます。

このような方針に基づき編成されました、平成 31 年度国の一般会計歳入歳出概算の規模につきましては、101 兆 4,571 億円で、前年度当初比 3.8%、3 兆 7,443 億円の増となっております。

国の地方財政対策等につきましては、地方税収 40 兆 1,633 億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は 16 兆 1,809 億円で、前年度当初比 1.1%、1,724 億円の増となり、財源不足を補てんするための臨時財政対策債発行額を大幅に抑制し、18.3%減の 3 兆 2,568 億円としております。

なお、地方が自らのアイディアで、自分の未来を切り開く「地方創生推進交付金」につきましては、1,000 億円が計上されております。

このような情勢の中、編成いたしました本町の平成 31 年度一般会計当初予算につきましては、総額 113 億 6,175 万 3,000 円、平成 30 年度当初予算と比較して 9.1%、9 億 5,188 万 2,000 円の増となり、3 年続けての 100 億円を超える大型予算となっております。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が 38 億 8,670 万円で全体の 34.2%を占め、次いで町債 24 億 4,400 万円、町税 13 億 4,631 万 6,000 円の順となっております。

歳出の主なものにつきましては、民生費が 26 億 4,626 万 6,000 円で全体の 23.3%を占め、次いで衛生費が 19 億 1,246 万 5,000 円、公債費 13 億 3,756 万 3,000 円の順となっております。

大型事業につきましては、継続事業でありますクリーンセンター改修事業、三浦・矢口漁港海岸保全施設整備事業、防災行政無線デジタル化事業、紀伊長島地区学校給食センター整備事業、橋梁・トンネル長寿命化修繕事業等を予算化しているほか、ソフト事業では、住民票等の証明書のコンビニエンスストア交付のための整備や、第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定等を予算化しております。

町道整備など生活に密着した必要不可欠な事業に加え、人口減少・少子高齢化への対応事業、安全・安心な暮らしの確保事業、農林水産業など地場産業の活性化事業等、地域を元気にするために必要な事業を積極的に進める予算となっております。

財政調整基金などの繰り入れにより財源を確保するなど、厳しい財政状況ではありますが、国・県の補助金、交付金をはじめ合併特例事業債、過疎対策事業債など有利な起債の活用を

図るなど、財政の健全性の確保に努め、厳しい財政状況に対応してまいります。

特別会計では、国民健康保険事業会計が 21 億 1,166 万円、介護サービス事業特別会計が 1 億 7,475 万 9,000 円、後期高齢者医療特別会計が 5 億 6,009 万 4,000 円、水道事業会計では、支出ベースで 6 億 8,448 万 4,000 円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は、148 億 9,275 万円となっております。

平成 31 年度における、紀北町第 2 次総合計画・前期基本計画の 4 つの重点プロジェクトの取り組みについてでございますが、まず、「安全・安心」のまちプロジェクトの取り組みについては、「安全・安心」をテーマに安心して暮らせるまちづくりを進めます。

この地域で最も危惧されている南海トラフ地震が、今後 30 年以内に 70%から 80%の高い確率で発生すると予測されております。引き続き、地震・津波対策を重点的に進めるとともに、台風や豪雨などの自然災害の危機にも対応した日頃の訓練の実施や、被災時の復旧・復興時の対策に向けた体制整備を進めてまいります。

消火活動や救急・救助活動の拠点となる「紀伊長島消防署」が本年 3 月に完成いたします。このことにより、平成 29 年 4 月に移転整備した「海山消防署」とともに、安全な場所から迅速な活動が可能となり、これまで以上に町民の皆様の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、三浦及び矢口地区の海岸保全施設の整備や県営事業での原池の耐震改修、トンネル・橋梁の長寿命化を引き続き実施するとともに、島勝漁港の陸閘の動力化及び防災行政無線デジタル化事業に着手いたします。

これらの対策に加えまして、消防団活動資機材の充実、自主防災会組織対策事業等の他、全町民に対して防災教育や防災意識を高める、啓発活動等を積極的に実施することで、地域における防災体制の強化充実を一層努めてまいります。

次に、「健康増進・生涯現役」のまちプロジェクトの取り組みにつきましては、「健康増進・生涯現役」をテーマに、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めます。

生活習慣病予防や健康寿命の延伸を図るためには、住民自ら自分の健康状態を自覚することが重要であります。

「みんなでいこか！総合健診」、「がん検診」、「特定健診」などの各種保健事業の積極的な啓発や受診者の負担軽減と利便性の向上を図ることによりまして、各種検診の受診を積極的に促してまいります。

また、健康の保持や体力の維持を図る「ちょい減らし+10 チャレンジ」や「きほく活活

体操」、「健康ウォーキング」など健康づくり活動を住民・事業者と共に一体となって進めてまいります。

さらには、加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態となるフレイルの対策として、健康診査や健診、健康教育・相談などの保健事業の充実を図ってまいります。

また、健康増進施設「紀北健康センター」などを有効に活用した、各種健康増進プログラムの充実やスポーツ活動への支援を行うとともに、運動を生活の一部として習慣化する事業などを展開し、生活習慣病予防や健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、「にぎわい・交流」のまちプロジェクトの取り組みにつきましては、「にぎわい・交流」をテーマに、地域がにぎわい、人が交流するまちづくりを進めます。

紀北町の伝統的基幹産業である農林水産業の生産基盤の安定を図るため、農業については、新規就農者への支援、農地の集積や基盤整備、高収益作物への転換の推進などを行うことによりまして、営農意欲を高め農地の有効利用、農業所得の向上を進めます。

頻発する獣害被害につきましては、猟友会の協力を得ながら「農村見守り支援員」による追い払いなど、引き続きパトロール事業等に取り組んでまいります。

林業につきましては、「森林組合おわせ」と連携し、一昨年3月に「日本農業遺産」に認定された、尾鷲ヒノキ林業システムの高い評価を活かしながら、林業関係団体が行う森林認証の取得や「尾鷲ヒノキ」のさらなるブランド化などに支援することにより、尾鷲ヒノキ材の新たな活用や販路拡大などを進めてまいります。

水産業につきましては、漁業協同組合が中心となって策定された、漁業者の所得向上のための「浜の活力再生プラン」に基づきまして、イセエビ増殖礁の設置やふるさと納税を財源に沿岸の藻場の再生など、漁業者の出漁意欲向上に資する沿岸漁場の整備に努めるほか、合併により町内一本化された三重外湾漁業協同組合と連携し共同利用施設の修繕など、漁業者の就労環境の改善を進めます。

今年、世界遺産 15 周年を迎える熊野古道につきましては、引き続き観光・交流活動の推進に努めるとともに、熊野古道の歴史・文化などの価値を再認識し、熊野古道の価値を次世代へ継承するためにウォーク等各種イベントの開催を支援いたします。

また、「夏の三大祭」や4年目となる「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」の開催、各地域で開催されている「市」や「イベント」等への支援を引き続き行うとともに、農林水産業と連携した体験型観光、スポーツ合宿・スポーツ大会の誘致を積極的に進め、スポーツ交流の充実を図り、他地域の方々との交流の拡大、メディア等を通じた町のPR、農林水産物の消費拡大

等を進めてまいります。

さらには、都市部等からの移住希望者に対し、空き家バンクや体験施設などの移住支援を充実するとともに、都市部におけるPR活動を充実し、移住の促進を図ってまいります。

次に、「子育て・教育」のまちプロジェクトの取り組みにつきましては、「子育て・教育」をテーマに、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを進めます。

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育てに関わる経済的負担の軽減など、子育て世帯への支援を引き続き行うとともに、子育て世帯への情報の提供、放課後児童対策、ひとり親家庭・障がい児を持つ家庭等への支援の充実を図ります。

さらには、子ども医療費の助成、9月診療分からは未就学児を対象とした子ども医療費の窓口無料化、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料や給食費の無料化、小学校入学対象者への学用品の支給に加え、放課後児童クラブ利用者支援の充実を図るなど、子育て世帯への経済的負担の軽減を引き続き進め、新たに10月からの保育料無償化に合わせ、幼稚園児の給食費の補助を実施し、更なる支援の充実を図ってまいります。

また、変化の激しい社会を心豊かに、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育成するとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身共に健康な住民の育成を推進することを目的とした「紀北町教育大綱」の考え方に沿った事業を引き続き実施してまいります。

特に、グローバル化への対応として「英語教育の充実」を図るため、引き続き、ALTを4人体制とし、英語教材の整備や教員の研修活動の充実を図るとともに、英語検定の受験に対する支援等も行なってまいります。

さらには、幼稚園・小中学校の施設設備の充実を図るとともに、郷土学習・農林水産業と連携した体験学習の充実、紀伊長島地区学校給食センター整備、地元食材を活かした給食の提供、スポーツや運動を通じた健全育成を図ってまいります。

地方創生につきましては、総合計画との連携をとりつつ、「紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である「元気な地域づくり」、「住みたくなる地域づくり」、「産み育てたくなる地域づくり」、「ずっと暮らせる地域づくり」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

暫時休憩といたします。25分まで休憩いたします。

(午前 10時 10分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 10時 25分)

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、休憩前に引き続き述べさせていただきます。

さて、本年4月30日に天皇陛下はご退位の日を迎えられ、翌5月1日には、126代目の天皇がご即位されます。

私は、天皇・皇后両陛下が大きな自然災害の現場へ必ず出向かれ、被災者の皆様を励まされているお姿をメディア等で拝見させていただく度に、感謝とともに深い感銘を受けた一人でございます。

30年続いた「平成」が終わり、新しい元号に変わる歴史的瞬間に立ち会い新しい時代を迎えることは感慨深いものでございます。

新しい時代に合わせた変化を重ね、先進的に取り組む努力を怠ることなく、自覚と責任をもって町政の推進に取り組んでまいります。

それでは、平成31年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70%～80%と引き上げられました。防災・減災対策は、ますます重要な施策となっており引き続き重点的に進めてまいります。

東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携のもと、自主防災会からの緊急の要望を中心に、できるものから積極的に事業を実施してまいりました。

今後も、自主防災会や自治会からの要望については、適宜適切に対応することとしており

まして、引き続き、津波避難路や避難誘導灯の整備、防災倉庫の整備などを進めてまいります。

また、共助の要となる自主防災会活動の一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団の装備充実などを進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

本町の防災アドバイザーである三重大学の川口淳准教授をはじめとする、産官学連携による地域防災支援事業に取り組みまして、自主防災会等と連携のうえ、地域の特性を踏まえた避難行動や様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、引き続き食料などの備蓄品や大規模災害時に重要となる指定避難所対策として、備品や防災倉庫の整備を図ってまいります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策であります。三重紀北消防組合や消防団との連携強化や、被害軽減のための早期避難所対策、「紀北町防災ナビ」や行政放送番組による情報伝達手段の充実、防災行政無線のデジタル化を進めるとともに、雨水排水対策や水防対応の強化などへの取り組みを推進してまいります。

次に、海岸保全施設整備事業では、三浦漁港海岸におきましては、本年度中の完成を目指すとともに、矢口漁港海岸におきましては、農山漁村地域整備交付金、漁港機能増進事業補助金の活用、町単独事業を引き続き実施し、事業の早期完成に努めてまいります。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地については、県により計画された谷止工4基の内、3基が完成し、引き続き4基目を施工中でございます。

これに加え、国による谷止工1基、スリットダム2基、床固工1基が設置されています。

今後は、引き続き対策の検討やスリットダム等の適切な維持管理を、国、県、町の3者協議により進めてまいります。

また、人家等への倒木による被害を予防するため、自治会などが行う人家裏危険木伐採事業への補助や流木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺立枯木整備事業を引き続き実施してまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため関係機関と連携のもと、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県砂防事業として海山地区の「島勝浦・谷地東谷」、「馬瀬・猿谷東

谷」及び紀伊長島地区の「赤羽・猪ノ谷」が新規計画され、「三浦・オカ谷」の砂防工事が引き続き予定されています。

また、片上、三戸、此ヶ野・大野内地区の砂防堰堤の埋塞土砂撤去が引き続き予定されています。

急傾斜地崩壊対策では、県事業として紀伊長島地区の「出垣内地区」が新たに計画され、「松本・新町地区」及び「西町地区」における法面对策工事が引き続き予定されています。

また、海山地区においては、新たな箇所要望を行ってまいります。

河川対策では、県河川事業として、引き続き「銚子川・赤羽川」の堆積土砂の撤去が予定されておりまして、町管理河川の整備は、海山地区においては、新たに「準用河川小松原谷川」、の河川維持工事、紀伊長島地区においては「準用河川宮前川」の河川改修事業に伴う測量設計業務を実施してまいります。

港湾・海岸整備では、県事業として長島港の「江ノ浦大橋耐震化工事」や中ノ島地区での「高潮対策工事」が引き続き予定されています。

引本港では、「船津川・銚子川」の河口閉塞対策として、河口掘削が引き続き予定されておりまして、併せて、「高浜海岸」の浸食について対応を求めてまいります。

交通安全施設整備事業では、町事業として海山地区の「沖見3号線防護柵設置事業」及び「中里14号線防護柵設置事業」の実施をはじめ、町内一円の交通安全施設対策事業を推進してまいります。

地籍調査事業におきましては、海山地区の「相賀地区」及び「鯨地区」の地籍調査を引き続き実施し、円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、今後も国土調査法に基づきまして、引き続き計画的に事業を推進してまいります。

道路・交通網においては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基盤道路のほか、県道10路線、町道1,013路線がそれぞれ機能を持ち、産業活動や住民生活を支える基盤となっています。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業では、紀伊長島地区の「国道422号下地・志子地区」及び「長島港古里線」、海山地区の「矢口浦上里線」及び「県道海山尾鷲港線小山浦地区」の道路改良事業が引き続き予定されています。

町の道路事業では、海山地区の「馬瀬1号線」他4路線の道路整備及び「小山下ノ川2号

線他1路線」の道路舗装を引き続き実施し、新たに「二ノ場1号線」の道路舗装を実施してまいります。

紀伊長島地区では、引き続き「小山2号線」他3事業の道路整備及び「前垣内中州2号線」の道路舗装を引き続き実施し、新たに「出垣内5号線」の道路整備及び「道瀬4号線」の道路舗装を実施してまいります。

さらに、県事業では、海山地区の「県道須賀利港相賀停車場線（相賀橋）」の橋梁耐震事業が進められております。

町事業では、橋梁長寿命化計画に基づきまして、海山地区の「西口橋」他2事業、紀伊長島地区の「井の島山本3号橋」他2事業の長寿命化修繕工事及び耐震化工事と、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策事業におきまして、海山地区の「汐ノ津呂橋」の耐震修繕工事を実施してまいります。

また、トンネル長寿命化計画に基づき、海山地区の「白浦トンネル」の修繕工事を引き続き実施してまいります。新たにトンネル長寿命化修繕計画策定事業を実施してまいります。

町営住宅管理事業では、公営住宅等長寿命化計画に基づき、引き続き海山地区の「あけぼの団地B棟」の修繕工事と、新たに紀伊長島地区の「山居団地」の修繕工事を実施し、老朽化した紀伊長島地区の「中ノ島団地」他2団地で4棟の取り壊しを実施してまいります。

また、全国的にも問題となっている適正に管理されていない空き家等について、適正に管理されるよう指導等を行うとともに、生活環境の保全を図るため、紀北町空家等対策計画により対策に取り組んでまいります。

水道事業では、安全・安心な水の安定供給を図るため、老朽管の耐震管への布設替えや設備の更新などに取り組むとともに、良好な水源の保持・確保のために水質検査を引き続き実施してまいります。

また、水道事業基本計画及び管路更新計画に基づき、計画的・効率的に事業を推進し、健全な事業運営に努めてまいります。

さらに、住民の皆様にご理解を深めていただくための啓発活動にも取り組んでまいります。

環境衛生対策では、廃棄物の発生を抑制し、有用な廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を実現していく必要がございます。

そのため、資源ごみステーションを増設し資源ごみの回収を持続していくとともに、ごみ減量化と資源ごみ分別の必要性を広く啓発することで、ごみの排出抑制、リサイクルを進め

てまいります。

また、発生したごみの処理が停滞しないよう、ごみ固形燃料化施設によるごみ処理を継続するとともに、次期ごみ処理施設については、東紀州5市町による広域でのごみ処理を目指してまいります。

生活排水処理では、合併処理浄化槽の設置に対して引き続き支援を行い、普及・促進を進めることで、公共用水域の水質保全を図っていくとともに、老朽化したし尿処理施設を、より安全・安定した設備へと改修を進めてまいります。

また、豊かな自然環境や住民の生活環境を守るため、水質調査、大気環境調査、土壌調査のほか環境パトロールにより、環境面の監視活動を強化するとともに、「自然と共生の町」宣言に則した生活環境の保全施策を進めてまいります。

公共交通につきましては、路線バスの維持存続を図るため、高校生バス定期補助を引き続き行うなど利用促進に取り組んでまいります。また、公共交通空白地対策として廃止代替バスやいこかバスの運行を継続するとともに、新たな交通手段の確立に取り組んでまいります。

次に、基本目標の2つ目の「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」についてであります。

少子・高齢化が進行する中、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て世帯の孤立化や育児不安などの問題が年々増加傾向にあります。

少子化対策といたしまして「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

既設の保育所はもとより、地域における子育て支援策といたしまして、引き続き、子育て支援センターや、放課後児童クラブの運営に対する支援を実施してまいります。

さらに、放課後児童クラブでは、夏季休暇中のみ、重度障がい児の受け入れ態勢を図るとともに、ひとり親世帯、障がい児を持つ世帯の利用料減免の拡充を実施し、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、町単による保育所運営費、障がい児保育事業や重度障害児保育士特別加配補助金、3人目以降の小学校、中学校、幼稚園の給食費の無料化を実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を引き続き実施してまいります。

18歳到達後の3月までの入院と15歳到達の3月までの通院に対する子ども医療費の助成につきましては、引き続き実施してまいります。

そして、福祉医療費助成対象者の0歳から6歳の未就学児を対象に、平成31年9月診療

分から病院での窓口負担無料化を実施します。

また、義務教育初年度にあたる小学校入学時の新入学用品の現物支給につきましても、引き続き実施するとともに、平成 29 年度より段階的に実施してまいりました、小学校及び中学校における就学援助費の中の新入学用品費の入学前支給について、今後も引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

また、子育て世代が、安心して子どもを産み育てるために必要となる情報を、一元的にお知らせするために構築した「結婚」「妊娠・出産」「子育て」のポータルサイト「きほくファミラボ」の情報更新に努め、より有意義なサイトの運営を図ってまいります。

高齢者福祉施策では、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制を構築し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

また、高齢者の見守り対策といたしまして、緊急通報装置の設置、配食サービス、救急医療情報キットの配布・更新等を継続するとともに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」によりまして、民生委員や地域包括支援センター等の連携による「地域での見守り活動」や、健康保持への活動の推進によりまして、高齢者の地域での生活と安全対策をより図ってまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、赤羽寮改善委員会を立ち上げ、利用者が安全・安心に快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者・職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎと温もりのある“住まい”としての施設づくりを進めることを目標に取り組んでおります。

平成 31 年度では、利用者の日常生活能力の低下を抑えるように、車いすでの利用可能なトイレ等の施設改修を実施してまいります。

障がい者福祉施策では、地域における障がい者支援策といたしまして、引き続き、障がい者総合支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析などの通院に要する、経済的負担を軽減するための助成を引き続き実施してまいります。

次に町民の皆様の健康づくり事業につきましては、生活習慣病などの予防のため、「ちょい減らし+10（プラス・テン）」を合言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着をめざして、町民の皆様が健康づくりに取り組んでもらえるよう引き続き努めてまいります。

既に、平成 28 年度から、食事・運動の両面において、町民が個々に応じた目標を立て、

実践できたかどうかを記録しながら定着を図る「ちょい減らし+10 チャレンジ」事業を実施しておりますが、今後、さらに幅広い年齢層で、できるだけ多くの方々に継続して参加してもらえるよう、より一層推進してまいります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」、健康ウォーキングについても、運動の質の向上を目指して、あらゆる機会をとらえて定着を図るとともに、オープンから1年を迎えた紀北健康センターは、町民の皆様の健康増進・体力向上と競技力の向上を目的に、屋内温水プール、トレーニングルーム、フィットネスルームを活用した水泳教室や講座をより一層充実させ、指定管理者と連携し、施設のさらなる魅力向上に繋げてまいります。

また、個人個人の体力の現状を知る「町民体力測定」の開催、健康スポーツクラブの講座の充実などによりまして、健康意識の向上や健康づくり・体力の維持増進に努めてまいります。

各種がん検診事業におきましては、国が推奨しているがん検診は、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診と定められており、これらすべてを無料にすることで、より受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療に努めてまいります。

さらに、受診者の利便性を図るために、特定健康診査と各種がん検診等のすべての健診を一日で受診できる「みんなでいこか！総合けんしん」についても、引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、急速な少子高齢化が進む中で、医療費は毎年増え続け厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

住民の皆さんにできるだけ負担がかからないよう、高騰する医療費の適正化に向けまして、医師会等との連携のもと疾病重症化予防策を講じる等、保健事業を積極的に展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力ある産業のまち」についてであります。

農業振興施策では、安定的な利水ができるよう一般土地改良事業などにより、農業用水路や揚水機などの農業生産基盤の適正な維持管理に努めてまいります。

県営事業では、県営中山間地域総合整備事業において、農業生産基盤や生活環境の整備を図るため、紀北2期地区事業計画書の策定に取り組んでまいります。

さらに、中里地区におきましては、区画整理や農業用水のパイプライン化等の農業基盤整備を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に必要な事業計画を策定してまいります。

これらと併せて、土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などにより、町内6カ所の排水機場の適正な維持管理を図ってまいります。

また、人・農地プラン事業による新規就農者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活用した農地の借り手と貸し手に対する支援、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行うとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地等の解消に努めてまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き、猟友会と連携した有害鳥獣の適切な駆除や、農村見守り支援員による迅速な対応とともに、獣害防止用の電気柵などの資材費用への助成や、鳥獣害防止総合対策事業などの活用を推進し、営農意欲減退の抑止に努めてまいります。

林業振興施策では、4月から施行される森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムについて、県、森林組合等と連携し、適切に対応してまいります。併せて、「森林環境譲与税」につきましても、適切に対応するための準備を整えてまいります。

また、「森林組合おわせ」等の林業関係団体と連携し、国、県の補助制度を活用した施業の集約化の促進、路網整備、高性能林業機械の導入を促すなど、森林資源の循環利用につきましては、その促進を図ってまいります。

町有林造成事業では、従来型造林の手法に加え、効率的な町有林経営の観点から、低コスト造林による再生林にも努めてまいります。

また、森林組合おわせを中心とした「民間委託方式」により、計画的な事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図るとともに、町有林のF S Cグループ認証の取得を踏まえ、適正な育林管理に努めてまいります。

町管理林道や作業道においては、林道・治山関係事業での維持修繕に努めるほか、森林組合おわせが管理する林道の修繕においては、林道安全対策管理助成事業によりまして、維持補修の補助制度を従来の50%の補助に加えて、新たに維持補修の施工方法により補助率を60%への引き上げる措置を行うほか、林道江竜線江竜橋架替事業の完成に努めてまいります。

さらに、日本農業遺産に登録された「尾鷲ヒノキ林業」につきましては、尾鷲ヒノキ販売戦略の構築に向け、関係団体と連携を図り、木材関連産業の活性化に努めてまいります。

また、町内での地域産材の利用を促進し、木材関連事業を支援するため、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した住宅等に対する補助を引き続き行ってまいります。

水産業振興施策では、町内の漁業協同組合が、合併により町内一本化されたことから、三

三重外湾漁業協同組合と連携し「浜の活力再生プラン」に基づく種苗放流、漁場整備による水産資源の増殖を図るほか、漁業近代化資金利子補給による漁業経営の改善、漁協施設の修繕などへの支援、外国人漁業研修生受入対策による担い手確保など、多方面から地域水産業を支援してまいります。

また、イセエビの増殖を目的とした効果的な漁場整備を図るため、水産業強化支援事業で国の支援を受け、築磯の設置を推進してまいります。

漁協施設の修繕等につきましては、施設の安全・安心を確保するため、長島港魚市場の桟橋修繕、海野漁港の照明灯修繕のほか、引本湾の養殖共同利用施設など7カ所の修繕に支援いたします。

町沿岸海域での磯焼け対策として、ふるさと納税を財源とした藻場再生事業を引き続き実施し、町内の藻場の再生に取り組んでまいります。

また、県営海女漁業等環境基盤整備事業によりまして、紀伊長島地区諏訪の浜沖合において藻場造成に取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めてまいります。

さらに、これらの取り組みと連動させまして、水産多面的機能発揮対策事業によりまして、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を進めてまいります。同時に、内水面におきましては、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動を支援してまいります。

三重外湾漁業協同組合、紀伊長島水産加工業協同組合をはじめ、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるため、魚食普及や地産地消の取り組みを推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

さらに、漁港管理事業では、町内の5つの漁港の漁業生産基盤施設の維持管理を行ってまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として「みえ熊野古道商工会」が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金に対する利子補給や、創業支援制度としての保証料補助を引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援いたします。

また、地域の総合的な活性化を推進する取り組みといたしまして、住宅リフォームを促進することにより、住環境を向上するとともに地域経済を活性化するため、住宅リフォームに対する補助を引き続き行ってまいります。

物産振興事業では、平成 29 年度に設立した「紀北町ブランド推進協議会」の活動を支援し、地域産品の高付加価値化を進め、また、大型ショッピングモールなどでの物産PRにも引き続き努めてまいります。

紀北町ふるさと納税につきましては、適正なふるさと納税制度の運用を行い、寄附金を地域の活性化施策などに有効活用するとともに、ご寄附いただいた方とのつながりを大切にし、ふるさと納税を引き続き推進してまいります。

また、特産品の返礼が地域経済の活性化につながることから、更なる特産品のブラッシュアップを図り、販路拡大など地域経済の活性化に努めてまいります。

さらに、「始神テラス」への「観光案内人」の設置を継続し、まちなかへの誘客を進めるとともに、両道の駅と連携し、入込客の増加を目指すほか、「年末きいながしま港市」をはじめ、「海・山こだわり市」などの物産販売イベントへの支援を引き続き行い、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、紀北町を目的地としてもらえるよう、町のさらなる魅力アップを進めるとともに、常に新しい情報の発信や話題性のあるイベント等によりまして、紀北町をPRしていくため、PR用テレビ・ラジオ番組の制作、観光協会への観光振興PR活動事業等に対する支援を引き続き実施してまいります。

過去3回開催いたしました環境スポーツイベント「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」には、県内外から多くの方に訪れていただきました。

第4回目の「三重 紀北 SEA TO SUMMIT」の開催や、「奇跡の清流 銚子川」をはじめとする魅力的な「海」・「山」・「川」の自然環境保全をコンセプトとした自然体験型環境学習、体験型観光をキーワードとして、情報発信に努めてまいります。

さらに、仮称ではございますが、「三重県ジャパンエコトラック推進協議会」の設立を契機に、県・関係市町全体で自然体験の促進により、地域全体の活性化を推進してまいります。

また、新たに地域おこし協力隊の募集を行い、外部からの視点を取り入れた観光振興等により地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然とのふれあいや友だちとの関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活

の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

学校教育では、「生きる力」の育成のため、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全な学校づくりに努めてまいります。

さらには、パソコン教室及び教務用のパソコンの更新を行うことによりまして、情報化社会の進展に伴う教育分野でのICT教育を推進し、次世代を担う子ども達の育成に取り組んでまいります。

小学校入学時の新入学用品の現物支給を引き続き実施するとともに、要支援者対策といたしまして、平成29年度より段階的に実施してまいりました、小学校及び中学校における就学援助費の中の新入学用品費の入学前支給についても引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

幼児教育では、今年10月より幼児教育の無償化が実施されます。引き続き、幼稚園教育や一時預かり保育などニーズの多様化に対応し、たくましい心と体を育む幼児教育の充実に努めるとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本にし、支援の必要な児童・生徒への介助員の配置を引き続き実施してまいります。

また、「紀北町子どものいじめの防止等に関する条例」の理念に基づき、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、すべての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。

さらに、子ども一人ひとりの学校生活における満足感や安心感、学習意欲等、児童生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めます。

小学校では、学習指導要領が改訂され、平成32年度より小学校5・6年生における外国語活動が教科化されるなどに対応するため、昨年度からのALT4名体制を継続するとともに、英語教材の整備などを実施してまいりました。

今年度も引き続き次期学習指導要領に向けた取り組みを実施してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置等の諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティ・スクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することによりまして、幅広い分野の方々の参画を得ながら学習支援、学校環境整備、学習教育活動等の活動を行い、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力の強化のもと、町全体で子どもを育てていく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、海山地区のセンター方式に対して、紀伊長島地区では自校方式で運営しており、紀北中学校を除き学校給食施設の老朽化が進んでいることから、今年度、津波浸水区域外であります、赤羽地区に学校給食センターを建設してまいります。

生涯学習につきましては、自己研鑽や余暇充実のため、生涯学習講座や公民館講座、パソコン講座などの学習機会の充実に努め、自主的な学習を支援するとともに、拠点となる公民館や図書室などの施設の適正な整備や維持管理に努めてまいります。

本年4月にオープン予定の紀伊長島地区の多目的会館は、地区の様々な地域活動や学習文化活動の場として、また地域住民が気軽に立ち寄れる場として、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与してまいります。

青少年の育成では、放課後等に小学生に対して文化、自然、体育等の様々な体験を提供するいきいき子ども学園を開催するとともに、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援してまいります。

また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会等を開催してまいります。

生涯スポーツにつきましては、スポーツ施設の適正な管理を行うとともに、体育協会等の関係団体の支援、権兵衛の故郷走ろう大会や町民駅伝大会等の開催、スポーツ体験教室等によるスポーツ機会の提供など、スポーツの普及促進に取り組んでまいります。

また、全国大会等に出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、一人でも多くの子どもたちに、夢をもつ素晴らしさを伝える「夢の教室」の開催、美し国三重市町対抗駅伝大会への参加など、競技スポーツの振興に努めてまいります。

スポーツ交流の推進としては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供するとともに、合宿雑誌への広告、

合宿パンフレットやチラシを活用して、県内外の高校・大学などのスポーツ合宿の誘致を進めてまいります。

スポーツ大会につきましては、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援や、町長杯スポーツ大会をより一層推進してまいります。

2021年に三重県で開催される第76回国民体育大会「三重とこわか国体」につきましては、昨年8月に設立された実行委員会を中心に、町民総参加のもと、おもてなしの心を持って全国から訪れる方々を温かく迎え入れ、深い感動と大きな満足感を共有できる大会を目指します。

さらに、この大会を契機に町民のスポーツへの関心をより一層高め、町民の健康づくり、生きがいづくりに大きく寄与するよう努めてまいります。

これらの業務を支援する新たな地域おこし協力隊の募集も行うなど、スポーツ振興や健康増進に総合的に取り組んでまいります。

文化・芸術につきましては、文化団体に対して創作活動の場や町民文化展、芸能大会などの成果発表の場の提供などにより文化・芸術活動を支援してまいります。

また、一流アーティスト等による演奏会、演芸会、美術展を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくれます。

町指定文化財等の貴重な文化遺産につきましては、保全と保護に努めるとともに、住民への啓発に努めてまいります。特に世界遺産の熊野古道につきましては、熊野古道・世界遺産登録15周年を機に、町民文化展や企画展により改めて世界遺産・熊野古道の価値と魅力を町内外に発信してまいります。

また、熊野古道を、子ども・若者などの次世代に守り伝えていくため、これまでの講演会や講座の開催、小・中学校の熊野古道学習への語り部の派遣に加え、各中学校で講演会を開催し地域の魅力を提供し、自信と誇りにつなげてまいります。

また、保存会等と連携いたしまして熊野古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、地元企業による保全活動の促進など、熊野古道の保存と継承に努めてまいります。

次に、基本目標5つ目は「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されておりまして、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により町政の運営を進める必要があります。

このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持

管理が厳しくなっていることに鑑み、昨年度と同様に一定の支援策を講じます。

そして、行政活動の報告や、町民の皆様から意見をお聞きしながら町政の運営を進めるため、平成 28 年度から設置しております「紀北町まちづくり協議会」は、現在 2 期目の委員の皆様による議論が進められております。平成 31 年度にはいただいた提言について、委員の皆様と意見交換を行いたいと考えております。

また、男女共同参画社会の実現に向け、審議会や各種委員会への女性の参画を進めることで、女性の方々からのご意見をいただくことに加えまして、各種方面の皆様からいただいたご意見、ご要望などを参考として、紀北町のさらなる発展に向けた取り組みを加速してまいります。

また、住民サービスのさらなる向上を図るため、コンビニエンスストア等のキオスク端末を活用し、マイナンバーカードを利用し、いつでも全国で住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍証明書等を簡易に取得できるよう整備いたします。

また、地域住民等にとって利便性の高い窓口サービスを提供している船津出張所が著しく老朽化していることから、船津出張所と中里集会所との一体整備を図り、窓口サービス機能を存続いたします。

さらに、町民の皆様迅速で分かりやすい情報を提供し、住民と行政との協働体制の確立を進めるため、広報紙、行政放送番組、ホームページ、フェイスブック等を活用し、更なる行政情報の発信に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいります。

紀北町では、今後も人口減少傾向が続くことが想定される中、地域の活性化をより一層進めていく必要があります。空き家バンクの充実を図るとともに、フェイスブック等による情報発信、都市部で行われる移住フェアへの参加、田舎暮らし体験ツアーを実施するほか、移住体験施設を備えるなど定住、移住対策に総合的に取り組んでまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と、平成 31 年度に講じるべき主要施策等について申し上げます。

紀北町第 2 次総合計画の将来像、「みんなが元気！紀北町 ～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の、実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動などが元気となることを目指し、自然と共生する「安全・安心な暮らし」を基本とし、「にぎわい」のある、「人・地域の元気」を生み出すまちづくりを進めてまいります。

平成の次の時代のスタートの年、新しい時代に合わせた変化を重ね、町民の負託にお応えできるよう全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様のお一層のご

支援ご指導をお願い申し上げ、施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございます。

東清剛議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 諮問第1号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず提案者からの提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員の松永友子氏が、本年6月30日をもって任期満了により退任されますので、後任として中里39番地4、松永三千代氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

松永友子氏におかれまして、平成25年7月に人権擁護委員に就任され、同委員として多大なご尽力を賜わってきたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の松永三千代氏におかれまして、子ども等の人権に関心があり、人格に優れ地域社会に根ざした積極的な活動が期待できることから、適任であると判断したものであります。

人事案件は、以上1件であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

東清剛議長

ここで諮問案件につき議会としての意見をとりまとめるため、暫時休憩いたします。

25分まで休憩。

(午前 11時 13分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前 11時 25分)

東清剛議長

これから討論・採決に入ります。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件につきましては、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

日程第7～日程第30

東清剛議長

お諮りします。

日程第7 議案第4号から、日程第30 議案第27号までの24件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めため、一括して説明を求めるとにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、議案24件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めるとに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、上程いたしました各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例であります。町民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保するにあたり、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町長島多目的会館条例であります。地域住民の交流の場、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的とした、紀北町長島多目的会館を建設したことに伴い、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。働き方改革に基づく人事院規則の改正等を踏まえ、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い紀北町議会議員に支給する期末手当の支給割合を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い紀北町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い紀北町教育長に支給する期末手当の支給割合を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例であります。紀北町長島多目的会館の建設により公民館の位置等を変更するに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資

格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。水道法施行令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 14 号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例であります。志子保育所及び赤羽保育所を廃止することに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 15 号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例であります。紀北町多目的会館を廃止することに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 16 号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例であります。紀北町立島地教育集会所を廃止することに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてであります。三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業につきまして、交付金の追加交付に伴い、変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 18 号 平成 30 年度紀北町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 6,086 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 109 億 7,114 万 7,000 円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 19 号 平成 30 年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 862 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 7,855 万 3,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 20 号 平成 30 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,049 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9,070 万 9,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 21 号 平成 30 年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,189 万 4,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 22 号 平成 30 年度紀北町水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。収益的支出につきましては 77 万 8,000 円増額し、総額を 3 億 9,652 万 9,000 円に、資本的収入につきましては、7,179 万 7,000 円を減額し、総額を 1 億 8,978 万 1,000 円、資本的支出につきましては、1,818 万 9,000 円を減額し、総額を 3 億 6,305 万 8,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 23 号 平成 31 年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 113 億 6,175 万 3,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 24 号 平成 31 年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 21 億 1,166 万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 25 号 平成 31 年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 6,009 万 4,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号 平成 31 年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 7,475 万 9,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号 平成 31 年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を 4 億 1,950 万 6,000 円、支出では水道事業費用を 4 億 686 万 9,000 円に、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入を 1 億 2,844 万 4,000 円、支出では資本的支出を 2 億 7,761 万 5,000 円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、24 件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第 7

東清剛議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第4号についての内容の説明を求めます。

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

上程議案について、ご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例

紀北町生活環境の保全に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

町民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保するにあたり、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

本条例は、環境に影響を及ぼすおそれがある様々な事業活動に関して、住民の皆様からは、心配や対応を求めるお声やご要望があり、安全な生活環境の確保や、不安解消に対応する制度構築をしていく方針のもと、条例制定を目指していました。

本条例は、豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、環境問題で懸念される事業活動にあっては、良好な環境を確保する責任と義務をもたせ、事業の計画が発生した段階で事前に町が情報を得る仕組みをつくとともに、地域への配慮や説明責任を果たしていただきながら、安全上守るべき基準や措置の指導を「町が」実施することで、憂慮される事業活動が、自然環境や生活安全を脅かさないよう、かつ、災害や紛争などを予防していかうとするものです。

次の4ページが条例案でございます。

「紀北町生活環境の保全に関する条例（案）、第1条からご説明します。

目的は、昨年6月に宣言をしました、「自然と共生の町」宣言の理念に基づき、自然と良好な環境を守るための措置、その他環境保全に必要な事項を定めることにより、事業活動と町民生活との調和を図り、もって現在及び将来の町民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的とするものです。

第2条「定義」は、用語の意義の規定です。

第3条「町の責務」において、町は、良好な自然環境と生活環境を確保する施策を講ずる

責任を規定しておりまして、のちにご説明する第26条で、より具体的な町長の施策推進にかかる責任を規定しています。

第4条「事業者の責務」では、環境を守り、未来につながる活動をしていただけるよう、2項から5項までの基本的な責任を規定しています。

第2項は、災害や公害が発生しないよう厳重管理をするとともに、予防措置等を求めるものです。

第3項は、生活環境に支障がでるおそれのある事業は、町への報告と事業区域周辺の町民等に対して事業活動の周知を求めるものです。

5ページとなります。

第4項は、廃棄物や環境基準を超える土砂や物質等の違法な処分等を禁止するものです。

第5項は、事業者の従業員に対しても、法令順守やその指導を求めるものです。

第5条「町民等の責務」では、町民の皆さまに、住み良い生活環境を築くための配慮や、環境負荷の低減を要請するものです。

第2項は、環境保全施策への参画と協力の求め、第3項で、前条と同様、廃棄物などの不法処分禁止の規定となります。

第6条「条例の運用」では、条例の運用の基本原則を規定しており、他の自治体の条例において係争となった例のうち、「法律の目的・効果の阻害は違法」という判例に対応し、近年で規定がされてきたものです。

第7条「開発行為の届出」は、生活環境に支障を生じさせるおそれのある事業行為については、届け出のあと協議を求め、規制に従っていただくとするもので、開発行為の始まりから完了まで、町は関与し、調査や異常の発見に努め、必要な指導を継続していくという、条例設計の根幹部分となっています。

生活環境に支障を生じるおそれのある開発行為としては、大きく3分類とし、第1号で、廃棄物の処理施設等。

第2号で、公害を発生させるおそれのある事業場等。

第3号で、土地の埋立て等の開発行為を規定しています。

6ページとなります。

第2項では、条例の適用が除外される事業を規定しています。

次の第1号から第4号までの行為で、公益性や環境保全目的の主旨にそぐわないものについて、条例の適用から除外させようとするものです。

第3項では、開発行為の協議に必要な届け出事項を規定し、「事業の目的及び内容」「事業を実施しようとする区域」「事業の実施に係る環境への配慮措置」としています。

第4項は、事業にあたって協議に応じない場合などに、履行の勧告をするものです。

第8条「事業説明会の開催」は、「廃棄物の処理施設」「公害を発生させるおそれのある事業場」を建設しようとする場合、事業区域の周辺関係者に事業説明を求めるものです。

第2項では、周辺関係者に生活環境の保全上の見地から意見を述べる権利を規定しています。

第3項では、事業者が事業説明会を開催しないときは、町が催促を求めるものです。

第9条「環境への配慮」は、合理性のある関係者の意見に対しては、当該対応を求めるというものです。

第2項では、住民の意見反映をしたときの、報告義務を規定しています。

7ページをご覧ください。

第3項では、町は、住民の意見反映の対応が妥当か否かを専門家等からの意見を聴き、状況により適切な対策を講ずるよう求めるという規定です。

さらに、第4項では、より慎重な対応が必要となった場合には、本条例をもって設置を目指す「紀北町環境保全審議会」という組織に意見を聴いていこうとするものです。

第10条「土地の埋立て等の指導」では、土地の埋立て等の行為をしようとする者が、開発行為の届出をしたときは、町が必要な指導と助言をしていくもので、具体的な町の指導内容等を規定しています。

第1号は、土壌汚染防止を目的とするもので、発生場所や土壌の環境基準を証する書類の提出を求めるものです。

第2号は、土砂等の流出等による災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるよう指導をしていくものです。

第3号は、事業内容を表記した標識の設置義務を求めるものです。

第4号は、事業区域の住民等への事業説明を求めるものです。

第2項は、埋立行為にあたっては町の指導に従い、事業者には課された責務を果たさなければならない。という義務を明確に規定することで、拘束力を担保するものであります。

第11条「土地所有者の責務」では、開発行為の事業区域の土地所有者におきましても、周辺の環境の破壊、災害が発生するおそれがないことを確認する義務を明記し、第2項は、開発事業者が責務を果たさないときの、土地所有者の責務を規定しています。

第12条「環境保全協定の締結」では、町は、町民の健康で文化的な生活の確保のため必要な場合は、協定の締結を要請し、事業者には協定に応じる義務を規定いたしました。

第13条「開発行為の禁止」では、届出から開始される、町の指導や構造基準などを遵守し、必要な手続が終了するまで、開発行為を禁じるもので、土地の埋め立て行為を例にしますと、持ち込まれる土砂が、「土壌成分が問題ない事を 確認できたものであること」「埋立の工法が安全で、盛土が安定するものであること」「町の検査調査を受け入れること」「指導に従うこと」など、全てが適応しない限り、事業が出来ない仕組みとしています。

8ページをご覧ください。

第14条「開発行為の変更届」、第15条「事業の完了」では、事業の変更と完了の報告義務を規定しています。

第16条「紛争の解決」では、事業者に対し環境保全に最大限の努力を求めつつ、紛争が生じたときは、事業活動に係る紛争の解決を義務づけました。

第17条「地位の継承」では、事業を継承しようとする者の届け出を求めています。

第18条「開発行為等に対する指導等」では、規制を要する開発行為に対し、条例違反の事業施工があった場合に、町が改善指導又は勧告をするものです。

第2項は、開発行為に限らず、自然環境又は生活環境を著しく損なっている事態に対し、必要な措置をとる指導、又は勧告するほか。

第3項では、町の指導や勧告に応じない場合、事業の停止や必要な措置を命令するものです。

第19条「違反事実の公表」では、規制を要する開発行為に対し、規定違反のほか、指導及び勧告に従わない者について、その事実を公表するものです。

第20条「立入調査等」では、条例の施行に関し必要な限度において、規制を要する開発行為の場所、その他の公害が発生していると認められる場所に立ち入調査又は検査をするものです。

第2項は、調査員の身分証明書携帯と提示義務を規定しています。

第21条「報告の徴収」では、開発行為に留まらず環境保全に必要な事案に対し、快適な生活環境を阻害又は阻害するおそれのある行為に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めるものです。

第22条「審議会の設置」では、「環境保全施策の推進」と「開発配慮事業者の開発行為に関する事項」を調査・審議するための組織「紀北町環境保全審議会」を設置していく規定で

あります。

9ページとなります。

第2項は、審議会は「町長の諮問に応じ調査及び審議」すること、第3項は、「調査及び審議において、参考人を招致して意見の求めができる」こととし、審議会の立場や審議を深めるしくみの規定をしています。

第23条「組織」では、委員を15人以内で組織すること。

第2項で、委嘱する委員の構成を、第3項で、任期を、第4項で、委員が欠けたときの後任の委嘱をする規定であります。

第24条「会長及び副会長」では、審議会の役職や会則を規定しています。

審議会関係の条項は以上で、次の規定に入らせていただきます。

第25条「国及び他の地方公共団体との連携」では、関係機関との連携した施策推進と協力要請等を規定しています。

第26条「施策の推進」では、「町長の責務」を規定しています。

町長は、環境保全施策を推進するため、町の機関相互の緊密な連携を図り、本条例を推進するため、体制を整備する義務があるという、責任を規定するものです。

第2項では、必要な財政的措置を講ずること。

第3項では、状況把握や環境保全施策を適正に推進するため、必要な調査、監視及び測定に関する体制を整備すること、という責務を具体的に規定したものです。

第27条は規則への「委任」であり、議決を得られれば、条例を運用するうえで必要となる様式のほか、詳細な手順や構造基準、環境基準など、「紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則」として定めていく必要があるため、規則委任を規定するものです。

本則は以上で、附則の説明となります。10ページとなります。

附則第1項「施行日」ですが、平成31年7月1日から施行するものです。

次項からは「経過措置」です。

第2項では、条例の施行前に着手している開発行為については、この条例の規定は適用しないという規定であります。カッコ内で除外を規定しておりまして、現在の事業区域より「面積の拡大を伴うもの」は条例の適用を受けるというものです。

第3項では、条例の施行前に着手している開発行為であっても、第4条ほか、3つの条の規定は適用されるというもので、具体的には「事業者の責務」の規定や、「環境を損なった場合に改善措置をする義務のほか町からの指導と命令を受ける事」、「立ち入り調査を受け

ること」、「環境を阻害したとき等の必要な事項の報告や資料を求める町の要請に対し、応じていただくこと」という義務が発生するものです。

以上で、議案第4号 紀北町生活環境の保全に関する条例の内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

日程第5

東清剛議長

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

それでは、議案第5号「紀北町長島多目的会館条例」について、ご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町長島多目的会館条例

紀北町長島多目的会館条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域住民の交流の場、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的とした紀北町長島多目的会館を建設したことに伴い、本条例を制定する必要性が生じたためでございます。

現在、長島新町地区に建設中の本施設は、地域住民の交流の場、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的に、3月末の完成を目指して工事を進めております。

本条例は、本施設が完成した後の運営や管理について、必要な事項を定めようとするものでございます。

内容につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

第1条は、趣旨で、「設置及び管理について必要な事項を定める」としております。

第2条は、名称と位置でございます。名称は、紀北町長島多目的会館、位置は、紀北町

長島971番地でございます。

第3条は、休館日で、月曜日、祝日、年末年始といたしております。

第4条は、開館時間で、午前9時から午後9時までとしております。

第5条は、使用の許可で、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとしております。

第6条は、使用の制限を規定しております。

次の13ページをお願いいたします。

第7条は、使用許可の取消し等で、使用許可の取り消し、使用停止、使用条件を変更できるとしており、その場合において、使用者に損失が生じてもその損失を補填しないことを定めております。

第8条は、使用料で、別表に定める使用料に、消費税等相当額を加えた額を前納しなければならない、としております。

ここで次の14ページの別表をご覧ください。

使用される時間帯と、使用時間、部屋の広さなどにより、各部屋の利用料金を定めております。

9時から17時まで、4時間以内を基準に使用料の説明をさせていただきますと、1階研修室は1,000円、2階は調理室が1,500円、和室が1,000円、3階ホール1が1,000円、ホール2が1,500円となっております。また、営利目的に使用する場合は、使用料の3倍の額と定めております。

ここで、13ページに戻っていただきますと、第2項で規則で定めるところにより、使用料を減額又は免除することができることと定めており、別に定める管理規則により、町や教育委員会、自治会等の行う事業や、社会教育活動の団体等が活動する事業には、使用料を減免できることとなっております。

また、1階の交流集い室は、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぐ交流の場としての位置付けから、使用料はいただかないこととなっております。

次に、第9条は、使用料の不還付で、規定されている各号の場合を除き、使用料は、還付しないこととしております。

第10条は、使用者の義務で、使用目的以外に使用してはならないことと、使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に復さなければならないとしております。

第11条は、損害賠償について定めております。

第12条は、委任について定めており、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるとさせていただいております。

最後に、本条例の施行日ですが、附則で31年4月13日からとしております。

説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

日程第9～日程第12

東清剛議長

次に、議案第6号から議案第9号までの内容説明を求めます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

それでは、議案第6号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

議案第6号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

働き方改革に基づく人事院規則の改正等を踏まえ、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

国において、平成30年6月に働き方改革関連法案が成立したことにより、民間企業の労働者の時間外労働の上限規制等が定められるなどの内容が、平成31年4月から、中小企業は平成32年4月から施行されることを踏まえ、国家公務員については人事院規則において、超過勤務命令の上限を、原則1カ月45時間、1年360時間、他律的な業務の比重の高い部署においては1カ月100時間、年間720時間と設定することとしております。

紀北町職員についてもこれを適用するため条例改正をお願いするものであります。

なお、ただいま申し上げました上限規制の時間等の内容につきましては、規則において

規定することとしております。

それでは、16ページ以降について、説明させていただきます。

16ページは改正文でございます。

附則によりまして、施行日を平成31年4月1日からとするものであります。

改正内容につきましては、17ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第8条第2項の次に第3項として、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。」を加えるものであります。

以上が議案第6号の内容であります。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第7号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第7号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第36号）
の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、紀北町議会議員に支給する期末手当の支給割合を変更するにあたり、
本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

平成30年の人事院勧告におきまして、平成31年度から一般職員に対して6月及び12月に
支給する期末勤勉手当の支給割合を均等になるよう配分するとの勧告がなされたことに伴
い、紀北町議会議員に支給する期末手当についても、同様に支給割合を均等とするよう改
正するものであります。

19ページは、改正文であります。

附則によりまして、施行日を平成31年4月1日からとするものであります。

改正内容につきましては、20ページの新旧対照表で説明させていただきます。

第6条第2項に規定する期末手当の支給額について、旧条例では「6月に支給する場合
が100分の135、12月に支給する場合が100分の185を乗じたもの」となっているものを、新

条例では「6月及び12月に支給する場合、均等に100分の160を乗じたもの」に改正するものであります。

以上が議案第7号の内容であります。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第8号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の21ページをご覧ください。

議案第8号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、紀北町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

平成30年の人事院勧告におきまして、平成31年度から一般職員に対して6月及び12月に支給する期末勤勉手当の支給割合を均等になるよう配分するとの勧告がなされたことに伴い、紀北町長及び副町長に支給する期末手当についても、同様に支給割合を均等となるよう改正するとともに字句の整理をするものでございます。

22ページは、改正文であります。

附則によりまして、施行日を平成31年4月1日からとするものであります。

改正内容につきましては、23ページの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、字句の訂正でございますが、条例名につきまして、旧条例では「給料」となっているものを「給与」に改正するものであります。

本来「給料」は給料月額のみを表すものであり、これに期末手当を加えたものを「給与」ということから今回訂正をさせていただくものです。

申し訳ございませんでした。

次に、第3条に規定する期末手当の支給額につきまして、旧条例では「6月に支給する場合が100分の190、12月に支給する場合が100分の205を乗じたもの」となっているものを、新条例では「6月及び12月に支給する場合、均等に100分の197.5を乗じたもの」に改正するものであります。

以上が議案第8号の内容であります。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第9号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の24ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
紀北町教育長の給与及び勤務条件等に関する条例（平成27年紀北町条例第2号）の一部
を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、紀北町教育長に支給する期末手当の支給割合を変更するにあたり、
本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

平成30年の人事院勧告におきまして、平成31年度から一般職員に対して6月及び12月に
支給する期末勤勉手当の支給割合を均等になるよう配分するとの勧告がなされたことに伴
いまして、紀北町教育長に支給する期末手当についても、同様に支給割合が均等となるよ
う改正するものであります。

25ページは、改正文であります。

附則によりまして、施行日を平成31年4月1日からとするものであります。

改正内容につきましては、26ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第4条に規定する期末手当の支給額について、旧条例では「6月に支給する場合は100分
の190、12月に支給する場合は100分の205を乗じたもの」となっているものを、新条例では
「6月及び12月支給する場合、均等に100分の197.5を乗じたもの」に改正するものであり
ます。

これで議案第9号の内容説明をおわります。

以上、総務課所管分4議案について説明をいたしました。

ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

東清剛議長

暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

(午後 0時 03分)

東清剛議長

引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

日程第13～日程第14

東清剛議長

次に、議案第10号、第11号の2件についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第10号について、ご説明させていただきます。

議案書27ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月27日に公布され、同日施行されたことに伴いまして、同基準を引用する本条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の追加等による単に条文番号等の繰り上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

30ページをご覧ください。

第6条につきましては、家庭的保育事業等において、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難な場合の例外規定を設けるものでございます。

31ページをご覧ください。

第2項で、その要件として、連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること。連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障がないようにするための措置が講じられていることというのを定めております。

第3項で、連携協力を行う者の要件を定めるもので、代替保育をする場合においては、小規模保育A型、B型の事業者、または事業所内保育事業者ということで規定をしております。代替保育を行うという場合、小規模保育A型、B型の事業者、または事業所内保育事業者と同等の能力を有すると町が認める者を、それぞれ確保することをもって代替保育の提供に係る連携施設の確保に該当ができるという規定でございます。

第16条につきましては、保育者の居宅で家庭的保育を行っている場合に限り、保育所等から調理業務を受託している事業所で町長が適当と認める者につきましては、外部搬入できるという規定を加えるものでございます。

32ページをご覧ください。

附則第2条におきまして、平成27年4月1日以後に家庭的保育事業の許可を受けた施設等については、自園調理を行うための必要な体制を確保するという努力義務を課しながら、自園調理に関する規定の適用を2025年3月31日までの間猶予するものでございます。

ここで恐れ入りますが29ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

中村吉伸福祉保健課長

続きまして、議案第11号について、ご説明させていただきます。

議案書34ページをご覧ください。

議案第11号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

初めに今回の条例改正の内容でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が、平成30年2月16日公布され、4年制の専門職大学が創設されることに伴い、基準省令が改正されたものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

改正の内容といたしましては、第10条第3項第5号に放課後児童支援員の基礎資格として、従前、学校教育法による大学において、指定の学科等を卒業した者を規定しておりますが、同等の職業スキルを保有する者として、平成31年4月から創設されます専門職大学の前期課程において当該指定の学科等を修了した者を追加したものでございます。

ここで恐れ入りますが35ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例の施行日は平成31年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

日程第15

東清剛議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

それでは、議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明い

たします。

議案書の37ページをご覧ください。

議案第12号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例

紀北町立公民館条例（平成17年紀北町条例第166号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町長島多目的会館の建設により、公民館の位置等を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

こちらは、紀北町長島多目的会館の建設に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、39ページをご覧ください。

第2条の名称及び位置の表でございます。

この表の名称を紀北町立紀伊長島公民館から、紀北町立長島公民館に、位置を紀北町長島2141番地から、紀北町長島971番地にそれぞれ改正するものでございます。

名称の改正につきましては、現在の紀伊長島公民館の対象区域は、公民館講座、サークル等の活動実績や、利用状況等から「長島」地区といえます。「紀伊長島」という呼び名は、紀伊長島地区全体を示すものと考えられるため、今回、現状に合わせてわかりやすくするため、長島公民館に改正いたしました。

また、位置につきましては、紀伊長島公民館は、「長島2141番地」に設置されていましたが、これは、もともと公民館機能が紀伊長島体育館2階の教育委員会内にあり、その地番を公民館の位置としておりました。

その後、紀伊長島総合支所の教育室内へ移動し、庁舎移転により、施設がなくなっておりましたが、実質は多目的会館で、公民館講座等の公民館活動を行っておりました。今回、長島多目的会館内の建設に伴い、改めて公民館の位置も、長島多目的会館の位置に改正するとしたものでございます。

なお、この条例の施行は、平成31年4月13日からといたしております。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

日程第16

東清剛議長

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、議案第13号につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の40ページをお願いいたします。

議案第13号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年紀北町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

水道法施行令等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の改正につきましては、学校教育法の改正により、専門職大学等の制度が創設されたことによる水道法施行令の改正及び、技術士法施行規則が改正され、技術士第2次試験の上下水道部門の選択科目が統合されたことによる水道法施行規則の改正に伴うものと、旧制学校の卒業規定及び語句の整理などをさせていただくものでございます。

41ページ、42ページは改正文と附則でございます。

内容につきましては、43ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、第3条第1号の改正につきましては、語句の整理と、旧大学校令による大学の卒業規定を削除するものでございます。

第3号につきましては、専門職大学の規定を加えるとともに、語句の整理及び、旧専門学校令による専門学校の卒業規定を削除するものでございます。

第4号につきましては、語句の整理と、旧中等学校令による中等学校の卒業規定を削除するものでございます。

第8号につきましては、技術士法の規定による第2次試験の選択科目の「水道環境」が「上下水道及び工業用水道」に統合されたことによる改正でございます。

次に、44ページをお願いいたします

第4条の第2号及び第4号の改正につきましては、専門職大学の規定を加えるとともに、条項の記載方法の整理をさせていただくものでございます。

ここで、申し訳ございませんが、42ページにお戻りください。

今回の改正にかかる附則でございますが、施行期日につきましては、平成31年4月1日からの施行でございます。経過措置といたしまして、これまで、技術士法の規定による第2次試験の上下水道部門で水道環境を選択し、合格された方についてもこれまでどおりとする旨を規定させていただいております。

以上で、議案第13号の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

日程第17

東清剛議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第14号について、ご説明させていただきます。

議案書45ページをご覧ください。

議案第14号 紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例

紀北町保育所条例及び紀北町へき地保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

志子保育所及び赤羽保育所を廃止することに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたためであります。

紀北町保育所条例を廃止する内容でございますが、昭和49年4月から運営してきた志子保

育所について、少子化による紀北町の子供の数の減少及び志子保育園児の充足率が継続的に低いことから、平成30年度末をもって廃園することに伴い紀北町保育所条例を廃止するものでございます。

これまで保育所の保護者の皆さんや地域の方々と、懇談・説明を実施してまいりました。

保護者の総意としまして、園児数の減少により、来年度は集団生活における保育環境の確保が困難であり、集団行動を通しての保育における教育についても育むことが困難な状況から、廃園もやむを得ないとの結果になりました。

また、志子・志子奥・下地地区自治会代表者並びに紀北町保育所運営協議会代表に、志子保育所の現状と保護者懇談会での総意を説明し、ご意見を頂きましたところ、今年度末を持つての廃園はやむを得ないというものでした。

このようなことから、紀北町保育所条例を廃止するものでございます。

続きまして、紀北町へき地保育所条例を廃止する内容でございますが、昭和62年4月から運営してきた赤羽保育所について、児童数の減少等により平成21年4月から休園していましたが、少子化の影響から再開の目途は立たないということから、平成30年度末をもって廃園することに伴い紀北町へき地保育所条例を廃止するものでございます。

なお、次ページの附則につきましては、施行日を定めたもので、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第18

東清剛議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

それでは、議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

議案書47ページをお願いいたします。

議案第15号 紀北町多目的会館条例を廃止する条例

紀北町多目的会館条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町多目的会館を廃止することに伴い本条例を廃止する必要性が生じたためでございます。

紀北町多目的会館につきましては、本年度紀北町長島多目的会館として建設が進められており、当会館建設後、こちらのほうの多目的会館につきましては、既に取り壊されておりました、これを廃止するものでございます。

この条例は公布の日から施行するということでございます。

議案第15号につきましては、以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

日程第19

東清剛議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

それでは、議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

議案書の49ページをご覧ください。

議案第16号 紀北町立教育集会所条例を廃止する条例

紀北町立教育集会所条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立島地教育集会所を廃止することに伴い、本条例を廃止する必要性が生じたためご

ざいます。

こちらは、平成30年4月30日付で、島地区から取り壊しの要望書が提出されました。近年の島地教育集会所では、地区での活動は特になく、会合や避難場所としても活用されておられません。また、近くに赤羽公民館、若者センターがあり、今後もこの施設を特に利活用していく予定もないとのことでございます。

しかしながら、清掃や除草など区の維持管理を考慮すると、施設の廃止が望ましいとの要望でございましたので、今回、島地教育集会所を廃止することといたしました。

この島地集会所の廃止により、全ての教育集会所が廃止となりますので、本条例を廃止する必要が生じたものでございます。

なお、この条例の施行は、平成31年4月1日からとしております。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第20

東清剛議長

次に、議案第17号についての内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

それでは、議案第17号について、ご説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

議案第17号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業(平成30年度分) |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | (変更前) 6億5,290万6,000円 |
| | | うち三浦漁港海岸分 4億1,600万6,000円 |
| | | うち矢口漁港海岸分 2億3,690万円 |

(変更後) 7億4,560万6,000円

うち三浦漁港海岸分 5億870万6,000円

うち矢口漁港海岸分 2億3,690万円

4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、交付金の追加交付に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

52ページをお願いいたします。

まず最初に、今回提案させていただいております変更契約につきましては、平成31年2月7日に成立しました国の平成30年度第2次補正予算におきまして、農山漁村地域整備交付金の三浦漁港海岸分が増額され、追加交付されることに伴い、三重県との委託事業契約について、金額が変更となるため議会の議決が必要となったことによるものでございます。

なお、今回の変更は3回目の変更でございます。2月12日に2回目の変更契約の議決をいただきましたが、国の補正予算の成立が遅れ、2回目の変更契約には間に合わなかったことから、3回目の変更をお願いするものでございます。

今回の農山漁村地域整備交付金の追加交付に伴い、三重県との契約額を9,270万円増額し、早期の工事発注につなげることで、三浦漁港海岸施設整備を平成31年度中の完成をめざそうとするものでございます。

それでは、資料1の説明に入らせていただきます。

平成30年度における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における変更前、変更後の対照表でございます。

上の表が、契約額の変更前、変更後の対照表、下の表が、事業費概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。

三浦漁港海岸の事業費につきましては、変更前が4億389万円、変更後が4億9,389万円となり、9,000万円の増額でございます。

事務費につきましては、事業費の3%でございます。変更前が1,211万6,000円、変更後が1,481万6,000円となり、270万円の増額でございます。

次に、矢口漁港につきましては、変更前、変更後ともに事業費が2億3,000万円、事務費が690万円で、どちらも変更はございません。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前が6億5,290万6,000円、変更後7億4,560万6,000円となり、9,270万円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表をお願いいたします。

上記契約額のうち、事務費を除く事業費の概要でございます。

まず、平成30年度の三浦漁港海岸につきましては、国からの補助金と交付金を活用して事業を実施しており、補助金分につきましては、漁港機能増進事業補助金による事業実施分で、工事内容、金額ともに変更はございません。

次に、交付金につきましては、農山漁村地域整備交付金による事業実施分でございます。

堤防工・附帯工・水門附帯工の堤防工一式について、1億189万円から1億9,189万円に変更しようとするもので、旧堤防本体である既設パラペットの撤去及び仮設道路などの仮設部分の撤去と、原形復旧などいずれも附帯工事部分での増額変更でございます。

陸開工1基につきましては、今回変更はございません。

これにより、三浦漁港海岸の事業費の合計としましては、変更前の4億389万円に9,000万円増額となり、変更後は4億9,389万円となるものでございます。

次に矢口漁港海岸につきましては、国の農山漁村地域整備交付金を活用した事業分と町単事業分がございしますが、今回はどちらも工事内容、金額に変更はございません。

続きまして、施行期間でございますが、これまでの変更契約で、平成32年3月31日までとなっており、今回の追加契約分につきましても、平成31年度に繰り越すことから、施行期間に変更はございません。

続きまして、53ページをお願いいたします。

資料2は、三浦漁港海岸の全体平面図でございます。

平成30年度におきましては、これまでの契約で施行することとなっている部分は、農山漁村地域整備交付金分が、赤色で着色されている部分で、漁港機能増進事業分が、橙色で着色

されている部分でございます。

今回の農山漁村地域整備交付金の追加交付でございますが、事業の実施個所に変更及び追加が生じるところは、緑色で着色された箇所でございます。

図面左側から黄色の堤防本体と赤色のコンクリート舗装に沿って、緑色の細長い線ございますが、旧堤防本体である既設パラペットの撤去部分で、延長が約155mでございます。また、堤防の海域側に緑色の楕円で囲まれた部分が5カ所ございますが、仮設道路などの仮設部分の撤去及び原形復旧の工事箇所をおおまかに示したものでございます。いずれの部分も附帯工事の追加となる部分でございます。

54ページをお願いいたします。

資料3は、三浦漁港の堤防標準断面図でございます。

赤色部分が、平成30年度実施予定の堤防工などの施行部分であります。

緑色の部分が、今回追加予定の旧堤防本体である既設パラペットの撤去部分を示したものでございます。

先ほども申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は、国の第2次補正予算により交付金が増額となり、追加交付がなされたことによるもので、平成31年度の施行予定分の一部を前倒しし、平成31年度中の完成をめざそうとするものでございますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

議案第17号についての説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

日程第21

東清剛議長

次に、議案第18号についての内容の説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第18号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容について説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度 紀北町一般会計補正予算（第6号）

平成30年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,086万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,114万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加が民生費で1件、農林水産業費で3件、土木費で2件、教育費で2件、合計8件、1億6,948万1,000円を、変更が農林水産業費の海岸保全施設整備事業に9,270万円を増額し6億8,870万円を、平成31年度に繰越しようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正でございます。

過疎対策事業を3億7,610万円から3億7,790万円に、合併特例事業を12億2,230万円から12億6,540万円に、緊急防災・減災事業を2,710万円から2,280万円に、上水道事業を1,500万円から1,060万円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は65万2,000円の増額で、老人ホーム入所負担金など各事業の実績見込みによるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料は1,300万7,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の施設使用料の増額などでございます。

第7目・教育使用料は495万1,000円の増額で、健康増進施設使用料などの実績見込み

によるものでございます。

10 ページをご覧ください。

第 13 款・国庫支出金、第 1 項・国庫負担金、第 1 目・民生費負担金は、1,621 万 1,000 円の減額で、主に障害者自立支援給付費負担金 2,908 万 8,000 円の減額のほか、子どものための教育・保育給付費負担金の公定価格の改定などによる、2,153 万 9,000 円の増額などで実績見込みによるものでございます。

第 2 目・衛生費負担金は、37 万 5,000 円の減額で、未熟児養育医療負担金の実績見込みによるものでございます。

第 2 項・国庫補助金、第 1 目・総務費補助金 471 万円の減額で、地方創生推進交付金の実績見込によるものでございます。

第 2 目・民生費補助金は 175 万 7,000 円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金の減額と、子ども・子育て支援交付金の増額は実績見込みによるものでございます。消費税増税による低所得者・子育て世帯に対して、消費への影響を緩和させるためのプレミアム付き商品券事務費補助金 194 万 6,000 円を新たに計上するものでございます。

第 3 目・衛生費補助金は 232 万 9,000 円の減額で、循環型社会形成推進交付金などの実績見込みによるものでございます。

11 ページの第 4 目・農林水産業費補助金は 4,500 万円の増額で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第 6 目・土木費補助金は 599 万 8,000 円の減額で、社会資本整備総合交付金の精算見込みなどによるものでございます。

第 8 目・教育費補助金は 61 万 1,000 円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金などの精算見込みによるものでございます。

第 3 項・委託金、第 1 目・総務費委託金は 100 万円の減額で、相乗り運送実証事業委託金の精算見込みによるものでございます。

第 2 目・民生費委託金は 27 万 1,000 円の減額で、国民年金事務委託金の精算見込みによるものでございます。

12 ページをご覧ください。

第 14 款・県支出金、第 1 項・県負担金、第 1 目・総務費負担金は 48 万 6,000 円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものでございます。

第 2 目・民生費負担金は 1,391 万 7,000 円の減額で、障害者介護給付費負担金などの実

績見込みによる減額のほか、施設型給付費・地域型保育給付費負担金の、公定価格の改定などによる1,077万円の増額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費負担金は15万円の減額で、未熟児養育医療負担金の実績見込によるものでございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は113万3,000円の減額で、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金などの実績見込みによるものでございます。

第2目・民生費補助金は122万8,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金などの減額や、13ページの地域子ども・子育て支援事業補助金などの増額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は93万3,000円の増額で、浄化槽設置促進事業補助金などの増額や、特定不妊治療費補助金の減額で、実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は835万1,000円の減額で、林道改良事業費補助金などの減額と、造林事業費補助金の増額で、実績見込みなどによるものでございます。

第5目・商工費補助金は36万1,000円の減額で、地方消費者行政活性化交付金の確定によるものでございます。

第6目・土木費補助金は415万9,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金などの実績見込みによるものなどでございます。

第7目・消防費補助金は92万8,000円の減額で、地域減災力強化推進補助金の実績によるものでございます。

第8目・教育費補助金は87万8,000円の減額で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金や国体市町競技施設整備費補助金などの実績見込みによるものでございます。

14ページをご覧ください。

第3項・委託金、第6目・土木費委託金は473万9,000円の減額で、海岸及び港湾の清掃委託金の実績見込みによるものでございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は、19万円の増額で、農林水産課所管の町有地貸付料の実績によるものでございます。

15ページをご覧ください。

第2目・利子及び配当金は2万1,000円の増額で、基金運用利息の実績によるものでございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は、42万4,000円の増額で、普通財産

売払収入、町有林支障木伐採代金の実績によるものでございます。

第 16 款及び第 1 項ともに寄附金、第 4 目・農林水産業費寄附金は 100 万円の減額で、事業振り替えによるものでございます。

16 ページをご覧ください

第 17 款・繰入金、第 1 項・基金繰入金、第 1 目・財政調整基金繰入金は、1 億 8,581 万 4,000 円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

第 3 目・地域づくり事業基金繰入金は 10 万円の減額で、充当事業の減額によるものでございます。

第 6 目・環境衛生施設整備基金繰入金は 409 万 9,000 円の減額で、基金充当事業の減額によるものでございます。

第 18 目・ふるさと応援基金繰入金は 186 万 9,000 円の減額で、基金充当事業の減額によるものでございます。

第 19 款・諸収入、第 4 項・受託事業収入、第 1 目・民生費受託事業収入は 245 万円の増額で、老人ホーム入所者受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

17 ページをご覧ください。

第 3 目・農林水産業費受託事業収入は 332 万 5,000 円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第 5 項及び第 6 目ともに雑入は、13 万 9,000 円の増額で、主に、台風 21 号などによる建物被害に対する町有財産建物災害共済保険金 474 万 8,000 円、新市町村振興宝くじ配分金 104 万 1,000 円、林政関係雑入は間伐材売払い収入 120 万 6,000 円など増額のほか、土地改良施設維持管理適正化事業交付金 630 万円の減額などで、実績見込みなどによるものでございます。

18 ページをご覧ください。

第 20 款及び第 1 項ともに町債、第 3 目・衛生債は 440 万円の減額で、沖見低区配水池緊急遮断弁設置事業出資債の確定によるものでございます。

第 4 目・農林水産業債は 4,860 万円の増額で、農業債が県営ため池等整備事業債 330 万円の増額、水産業債が海岸保全施設整備事業債 4,530 万円の増額で、国庫補助の増額に伴う事業費の増加によるものでございます。

第 6 目・土木債は 30 万円の増額で、町道整備事業など 14 事業の精算見込みなどによるものでございます。

第7目・消防債は530万円の減額で、防災行政無線整備事業の減額など事業の精算見込みによるものでございます。

19ページをご覧ください。

第8目・教育債は300万円の減額で、社会教育施設事業などの精算見込みによるものでございます。

以上で、歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算につきまして、ご説明いたします。

20ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は63万2,000円の減額で、政務活動費などの精算見込みによるものでございます。

21ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,506万8,000円の減額で、人件費を除く主なものは、嘱託職員等賃金の精査等による144万1,000円の減額、総合住民情報システム運営事業は743万5,000円の減額など、事業の精算見込みによるものなどでございます。

第2目・文書広報費は162万円の減額で、CATV行政放送事業ハイビジョン化委託料の実績によるもので、文書取扱事業は建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

第5目・財産管理費は372万円の減額で、主に、庁舎管理事業590万円の減額はブロック塀撤去工事などの精算によるもので、22ページの基金管理事業538万円の増額は地域づくり事業基金などへの積立でございます。

第6目・企画費は1,692万7,000円の減額で、主に、高度情報化推進事業897万9,000円の減額でネットワークシステム更新業務の実績などのほか、地域おこし協力隊受け入れ事業344万8,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は190万円の減額で、海山総合支所管理事業の警備委託料の実績によるものなどでございます。

24ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第4目・町議会議員選挙費342万8,000円の減額は、実績によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は585万5,000円の減

額で、主に紀北町社会福祉協議会助成事業 892 万 9,000 円の減額など事業の実績見込みなどによるものでございます。

第 3 目・身体障害者福祉費は 4,484 万円の減額で、主に、障害者介護・訓練等給付事業 3,944 万円の減額で、事業の実績見込みなどによるものでございます。

26 ページをご覧ください。

第 4 目・国民年金事務費は、国民年金事務委託金の確定による財源更正でございます。

27 ページをご覧ください。

第 2 項・老人福祉費、第 1 目・老人福祉総務費は 1,818 万 9,000 円の減額で、主に後期高齢者医療特別会計繰出金 1,045 万 9,000 円の減額のほか、実績見込みによるもので、老人福祉特別会計町単分は建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

第 2 目・養護老人ホーム費は 341 万 3,000 円の減額で、嘱託職員等賃金などの精算見込みによるものでございます。

28 ページをご覧ください。

第 3 項・児童福祉費、第 1 目・児童福祉総務費は 381 万 9,000 円の減額で、放課後児童クラブ対策事業の実績見込みによるものと、過疎債の財源更正でございます。

第 2 目・保育所費は 3,192 万円の増額で、主に児童保育事業 2,583 万 5,000 円の増額は、公定価格改定及び実績見込みによるものでございます。

第 3 目・児童措置費は 1,152 万 9,000 円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みなどによるものでございます。

29 ページをご覧ください。

第 4 款・衛生費、第 1 項・保健衛生費、第 1 目・保健衛生総務費は、国庫補助金等の確定による財源更正でございます。

第 2 目・予防費は 379 万 2,000 円の減額で、主にガン検診事業 218 万 2,000 円の実績見込みによる増額のほか、予防接種事業などの実績見込みによる減額でございます。

第 3 目・環境衛生費は 240 万 2,000 円の減額で、主に墓地管理事業の管理委託料 132 万円の減額など、実績見込みによるものでございます。

30 ページをご覧ください。

第 2 項・清掃費、第 2 目・塵芥処理費は、新市町村振興宝くじ配分金の増額による財源更正でございます。

第 3 目・し尿処理費は 409 万 9,000 円の減額で、し尿適正処理事業は運搬委託料等の実

績見込みによる減額で、し尿処理事業は建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

31 ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費 433 万 7,000 円の減額は、事業精算による繰出金の減額でございます。

32 ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は 21 万円の増額で、主に、農業用施設管理事業 330 万円の増額のほか、人・農地プラン事業 225 万円の実績見込みによる減額でございます。

第5目・農地費は 1,234 万 2,000 円の減額で、主に土地改良施設維持管理適正化事業 786 万 8,000 円の減額など実績見込みによるものでございます。

33 ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は 65 万円の減額で、林政総合企画事業の実績見込みによる減額でございます。

第2目・林業振興費は 100 万円の減額で、主にみえ森と緑の県民税市町交付金事業 76 万 3,000 円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第3目・林業施設費は 543 万 1,000 円の減額で、林道改好事業の精算見込みによるものでございます。

第4目・町有林造成費 2,433 万 2,000 円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第5目・分収造林費 332 万 5,000 円の減額は、実績見込みによるものでございます。

34 ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は 259 万 1,000 円の減額で、漁業振興対策事業 109 万 9,000 円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費は 9,270 万円の増額は、海岸保全施設整備事業のうち、三浦海岸保全施設整備分で国庫補助事業の交付決定により増額するものでございます。

35 ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費 945 万 4,000 円の減額は、地方創生推進交付金事業 910 万円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第2目・商工業振興費は 36 万 2,000 円の増額で、小規模事業者利子補給等事業は実績見込みによる増額で、ふれあい広場マンドロ管理事業は建物災害保険金の充当による財源更

正でございます。

第3目・観光費は884万8,000円の増額で、主に、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業988万3,000円の増額は、利用者の増による報償費の増額などによるものなどでございます。

36ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は156万2,000円の減額で、地籍調査事業の精算見込みによる減額のほか、職員人件費は、町営住宅使用料の充当による財源更正でございます。

37ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は10万5,000円の増額で、主に、町道道路維持補修事業253万円の増額、橋りょう維持補修事業は事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は430万円の減額で、町道道路改良事業の町単分など、事業の精算見込みによるものでございます。

38ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は261万円の減額で、主に、海岸環境清掃業務委託事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・砂防費103万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業の精算見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費256万4,000円の減額は、港湾環境清掃業務委託事業の実績見込みによるものでございます。

第2目・港湾施設費250万円の減額は、江ノ浦大橋耐震化事業負担金の精算見込みによるものでございます。

40ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は1,348万6,000円の減額で、主に木造住宅耐震補強事業などの実績見込みによる減額でございます。

41ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は304万円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによるものでございます。

第3目・消防施設費 51万9,000円の減額は、小型動力ポンプ付き積載車購入の精算による減額と、消防団詰所等建物管理事業は建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

第4目・水防費は20万3,000円の増額で、消防団員の台風警戒報酬の実績見込みによるものでございます。

第5目・災害対策費は810万4,000円の減額で、防災行政無線管理事業など精算見込みによる減額でございます。

42ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費 124万7,000円の減額は、主に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業 71万5,000円の減額など実績見込みによるものでございます。

第4目・奨学費は336万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は319万7,000円の減額で、特別支援学級児童介助教員設置事業の実績見込みによる減額のほか、小学校校舎等施設営繕事業は、建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

44ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は55万1,000円の減額で、特別支援学級生徒介助教員設置事業の実績見込みによる減額のほか、中学校校舎等施設営繕事業は、建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

45ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は145万1,000円の減額で、通園バス委託料の実績見込みによる減額と保育料の減収に伴う財源更正でございます。

46ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は174万6,000円の減額で、主に、文化振興事業 40万2,000円、地方創生推進交付金事業 45万8,000円は精算見込みによる減額などのほか、社会教育施設整備事業などは建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

第2目・公民館費は、建物災害保険金の充当による財源更正でございます。

第4目・文化財調査費 55万5,000円の減額は、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の

精算見込みによる減額でございます。

47 ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費 170 万円の減額は、健康づくり推進事業など精算見込みによる減額でございます。

第2目・給食施設費は 1,758 万 8,000 円の減額で、主に学校給食センター管理運営事業 867 万 6,000 円の減額など、実績見込みによるものでございます。

第3目・体育施設費は 1,940 万 3,000 円の減額で、主に大白公園多目的グラウンド管理事業のグラウンド整備の精算による 1,860 万 3,000 円の減額のほか、海山グラウンド管理事業などは、建物災害保険金などの充当による財源更正でございます。

48 ページをご覧ください。

地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、次のページをご覧ください。

前年度末現在高は 118 億 3,672 万 9,000 円で、当該年度中の起債見込額が今回の 3,620 万円の増額で補正後の見込額としましては、20 億 1,185 万 2,000 円となり、当該年度中の元金償還見込額の 12 億 2,818 万 3,000 円を差し引きいたしますと、当該年度末現在高見込額は 126 億 2,039 万 8,000 円となる見込みでございます。

次に、50 ページの給与費明細書をご覧ください。

その他の特別職の報酬が、実績見込みにより 97 万 6,000 円の減額で、補正後の合計額としましては、1 億 4,610 万円となる見込みでございます。

51 ページをご覧ください。

一般職の総括で給料が 379 万 6,000 円の減額、職員手当で 201 万 3,000 円の減額、共済費は 50 万円の減額で、主に職員の育児休業による給料などの減額によるものでございます。

これにより合計 630 万 9,000 円の減額となり、補正後の合計額としましては、12 億 3,513 万 6,000 円となる見込みでございます。

以上で、平成30年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。
よろしく願いいたします。

東清剛議長

暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

(午後 2時 00分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 15分)

日程第22・23

東清剛議長

次に、議案第19号、議案第20号の2件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 862 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 7,855 万 3,000 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 28 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに、国民健康保険料・第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては、1,426 万 1,000 円を増額し、3 億 4,121 万 5,000 円にしようとするものでありま

すが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等国民健康保険料につきましては411万8,000円を減額し272万8,000円にしようとするものでありますが、第1目と同様に保険料の収入見込みに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金・第1目・一般会計繰入金につきましては、151万5,000円を減額し、1億7,614万2,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分204万5,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金137万7,000円の増額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分84万7,000円の減額は、いずれも繰入金額の決定によるものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

9ページをご覧ください。

第6款・第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、862万8,000円を増額し、4,378万円にしようとするものでありますが、薬価改正等により医療費の伸びが落ち着いたことで、基金に積み立てることができたものであります。

以上で、議案第19号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第20号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成30年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,049万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,070万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 28 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6 ページをご覧ください。

第 1 款、第 1 項ともに、後期高齢者医療保険料・第 1 目の特別徴収保険料は、332 万 7,000 円を減額し 1 億 504 万 2,000 円に、第 2 目の普通徴収保険料は、671 万円を減額し 5,211 万 4,000 円にしようとするものでありますが、保険料納付金の見込み額の減額に伴うものでございます。

第 4 款・繰入金、第 1 項・一般会計繰入金、第 1 目の事務費繰入金は、153 万 3,000 円を減額し、3 億 1,539 万 6,000 円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

第 2 目の保険基盤安定繰入金は 892 万 6,000 円を減額し、8,517 万 6,000 円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7 ページをご覧ください。

第 2 款、第 1 項、第 1 目ともに、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては 2,049 万 6,000 円を減額し、5 億 4,572 万 7,000 円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第 20 号 平成 30 年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いたします。

日程第 24

東清剛議長

次に、議案第 21 号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第 21 号 平成 30 年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,189万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、717万1,000円を増額して1,367万2,000円とするものであります。短期入所生活介護費収入の実績見込による増であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、212万4,000円を増額して1億4,738万2,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる増であります。

第2款・県支出金、第1項・県補助金、第2目・老人福祉費補助金は、378万8,000円を減額し418万7,000円とするものであります。

三重県地域医療介護総合確保基金事業の実績見込みによるものでございます。

7ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、563万5,000円を減額し、基金に戻し入れ0とするものでございます。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、785万7,000円を減額し1億7,015万5,000円とするものであります。

老人ホーム管理運営事業の減額で、嘱託職員等賃金の実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、収支を考慮し798万5,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

日程第25

東清剛議長

次に、議案第22号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

静粛にお願いいたします。

上野隆志水道課長

議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成30年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款・水道事業費用の既決予定額3億9,575万1,000円に、補正予定額77万8,000円を増額し、計を3億9,652万9,000円に。

第2項・営業外費用の既決予定額3,263万2,000円に、補正予定額77万8,000円を増額し、計を3,341万円に補正するものでございます。

次に、（資本的収入及び支出）第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,327万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,131万3,000円、過年度分損益勘定留保資金260万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,479万2,000円、建設改良積立金3,457万1,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款・資本的収入の既決予定額2億6,157万8,000円から、補正予定額7,179万7,000円を減額し、計を1億8,978万1,000円に。

第2項・補助金の既決予定額7,767万8,000円から、補正予定額779万7,000円を減額し、計を6,988万1,000円に補正するものでございます。

第3項・企業債の既決予定額1億8,140万円から、補正予定額6,400万円を減額し、計を1億1,740万円に補正するものでございます。

支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額3億8,124万7,000円から、補正予定額1,818万9,000円を減額し、計を3億6,305万8,000円に。

第1項・建設改良費の既決予定額2億5,163万6,000円から、補正予定額1,818万9,000円を減額し、計を2億3,344万7,000円に補正するものでございます。

次に2ページ目をお願いいたします。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的が、上水道建設改良資金にあてるためのものの、限度額につきまして、既決予定額1億8,140万円から、補正予定額6,400万円を減額し、計を1億1,740万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

一般会計からの補助金につきまして、既決予定額7,116万9,000円から、補正予定額433万7,000円を減額し、計を6,683万2,000円に改めるものでございます。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算実施計画説明書により、説明させていただきます。

予算書の11ページをお願いします。

平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書

収益的支出の支出につきましては、第1款・水道事業費用、第2項・営業外費用、第2目・消費税及び地方消費税に77万8,000円を増額し、806万2,000円とするものでございます。

これにつきましては、建設改良工事等の精算による減額などに伴う消費税の増額でございます。

次に12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入、第2項・補助金、第1目・補助金から779万7,000円を減額し、6,988万1,000円とするものでございます。

これにつきましても建設改良工事等の精算による減額でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債から6,400万円を減額し1億1,740万円とするものでございます。

これにつきましては、建設改良工事等の精算による減額と企業債の借入を抑制するため、一部借入れを取りやめたことによるものでございます。

次に13ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費から428万4,000円を減額し、1億5,970万2,000円に。

第2目・固定資産購入費につきましても1,390万5,000円を減額し、7,374万5,000円とするものでございます。

これら建設改良費及び固定資産購入費の減額につきましても、精算による減額でございます。

以上で、議案第22号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第26

東清剛議長

次に、議案第23号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第23号 平成31年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度紀北町一般会計予算

平成31年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113億6,175万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。本庁舎機械警備業務委託料など、全部で14件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計24億4,400万円で、前年度と比較いたしまして、7億2,000万円の増額でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は、4億8,671万6,000円でございます。

第2目・法人は、9,331万9,000円でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は6億1,102万9,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は596万2,000円で、主に森林管理署からの交付金でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は5,163万8,000円でございます。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は、9,765万2,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は1,820万円でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は4,560万円でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は、303万5,000円でございます。

15ページをご覧ください。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は703万2,000円でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は568万4,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は2億8,900万円でございます。

16ページをご覧ください。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は2,400万円でございます。

第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は480万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は38億8,670万円で、内訳としまして、普通交付税は36億2,100万円で、特別交付税が2億6,570万円でございます。

17 ページをご覧ください。

第 10 款、第 1 項、第 1 目ともに交通安全対策特別交付金は 110 万円でございます。

第 11 款・分担金及び負担金、第 2 項・負担金、第 2 目・民生費負担金は 4,132 万 6,000 円で、主に私立保育所保育料負担金 2,691 万 1,000 円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分 649 万 4,000 円などでございます。

第 3 目・衛生費負担金は 10 万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

18 ページをご覧ください。

第 12 款・使用料及び手数料、第 1 項・使用料、第 1 目・総務使用料は 181 万 2,000 円で、主に小松原住宅使用料 108 万円などでございます。

第 2 目・民生使用料は 3,000 円で、老人福祉センター使用料でございます。

第 3 目・衛生使用料は 673 万 1,000 円で、主に一般廃棄物処理施設使用料 408 万円などでございます。

第 4 目・農林水産使用料は 166 万 9,000 円で、主に和具の浜海水浴場駐車場料金 164 万 1,000 円などでございます。

第 5 目・商工使用料は 7,443 万 5,000 円で、主に温泉施設使用料の 1,950 万 6,000 円や紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の 5,038 万 2,000 円などでございます。

19 ページをご覧ください。

第 6 目・土木使用料は 4,615 万 2,000 円で、町営住宅使用料 4,154 万 9,000 円などでございます。

第 7 目・教育使用料は 4,691 万 5,000 円で、主に健康増進施設使用料 4,347 万円などでございます。

20 ページをご覧ください。

第 2 項・手数料、第 1 目・総務手数料は 833 万 3,000 円で、主に戸籍手数料 425 万 5,000 円などでございます。

第 3 目・衛生手数料は 57 万 8,000 円で、狂犬病予防注射済票交付手数料 38 万 5,000 円などでございます。

第 4 目・農林水産手数料は 1 万円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございます。

21 ページをご覧ください。

第 13 款・国庫支出金、第 1 項・国庫負担金、第 1 目・民生費負担金は 5 億 7,498 万 1,000 円で、主に障害者自立支援給付費負担金 2 億 1,320 万円、子どものための教育・保育

給付費負担金 2 億 2,926 万円などがございます。

第 2 目・衛生費負担金は 45 万円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第 2 項・国庫補助金、第 1 目・総務費補助金 1,984 万 7,000 円は、主に 22 ページの地方創生推進交付金 1,384 万 8,000 円で、平成 29 年度からの継続事業に充当する交付金でございます。

第 2 目・民生費補助金 1,840 万 4,000 円は、障害者地域生活支援事業費等補助金 869 万 7,000 円、子ども・子育て支援交付金 970 万 7,000 円でございます。

第 3 目・衛生費補助金 494 万 2,000 円は、主に循環型社会形成推進交付金 471 万 3,000 円で、合併浄化槽設置整備事業に充当する交付金でございます。

第 4 目・農林水産業費補助金は 8,000 万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございます。

第 6 目・土木費補助金 7,110 万 2,000 円は、社会資本整備総合交付金で、橋りょう長寿命化修繕事業、トンネル長寿命化修繕事業などに充当する補助金でございます。

第 8 目・教育費補助金 7,455 万円は、23 ページをご覧ください。

主に学校施設環境改善交付金 7,025 万 8,000 円で、紀伊長島地区学校給食センターの整備に充当する交付金などがございます。

第 3 項・委託金、第 1 目・総務費委託金は 26 万 1,000 円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費などがございます。

第 2 目・民生費委託金は 403 万 8,000 円で、主に国民年金事務委託金 388 万 2,000 円などがございます。

24 ページをご覧ください。

第 14 款・県支出金、第 1 項・県負担金、第 1 目・総務費負担金は 102 万 6,000 円で、特例処理事務交付金でございます。

第 2 目・民生費負担金は 3 億 6,473 万 7,000 円で、主に障害者介護給付費負担金 1 億 547 万 3,000 円、施設型給付費・地域型保育給付費負担金 1 億 172 万 5,000 円などがございます。

第 3 目・衛生費負担金は 22 万 5,000 円で、未熟児養育医療負担金でございます。

第 2 項・県補助金、第 1 目・総務費補助金 148 万 9,000 円は、主に移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金 100 万円で、移住・定住・交流促進事業に充当する補助金でございます。

25 ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は6,900万6,000円で、主に心身障害者医療費補助金3,425万円、子ども医療費補助金1,250万円などがございます。

第3目・衛生費補助金は662万4,000円で、主に浄化槽設置促進事業補助金286万3,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は2億2,237万7,000円で、26 ページをご覧ください。主に造林事業費補助金1,981万4,000円、林道改良事業費補助金2,094万円、県単沿岸漁場整備事業費補助金3,000万円、市町営農山漁村地域整備事業費補助金1億2,500万円などがございます。

第5目・商工費補助金は60万8,000円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は479万9,000円で、主に木造住宅耐震補強事業費補助金270万円などがございます。

第7目・消防費補助金は78万円で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は233万1,000円で、主に放課後子ども教室推進事業費補助金134万7,000円などがございます。

27 ページをご覧ください。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,152万6,000円で、小型動力ポンプ付積載車と図書館情報システムの更新に充当する補助金でございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は5,780万4,000円で、主に県民税徴収取扱委託金2,131万8,000円のほか、参議院議員選挙執行委託金1,729万7,000円、本年4月7日に執行される知事選挙執行委託金1,163万6,000円と県議会議員選挙執行委託金301万4,000円などがございます。

28 ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費委託金は1,485万円で、農地中間管理機構関連農地整備事業委託金1,300万円などがございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、主に、海岸清掃委託金640万円や港湾清掃委託金455万円などがございます。

第7目・消防費委託金は175万円で、樋門管理委託金でございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は584万8,000円で町有地貸付料などがございます。

29 ページをご覧ください。

第2目・利子及び配当金は859万2,000円で、主に、基金運用利息857万4,000円などでございます。

第2項・財産売却収入、第2目・物品売却収入は180万円でございます。

30 ページをご覧ください。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金1億2,000万円は、ふるさと寄附金でございます。

第4目・農林水産業費寄附金は100万円で、水産業強化支援事業費寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は9億8,695万5,000円でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は2,766万9,000円で、まちづくり推進総合事業など4事業に充当するものでございます。

第4目・福祉事業基金繰入金は76万1,000円で、老人福祉特別対策事業に充当するものでございます。

第6目・環境衛生施設整備基金繰入金は6,583万4,000円で、クリーンセンター改修のし尿適正処理推進事業に充当するものでございます。

31 ページをご覧ください。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は7,622万1,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に6,934万3,000円、これ以外の7事業に687万8,000円を充当するものでございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は661万3,000円で、第2目・加算金は1,000円でございます。ともに町税に係るものでございます。

32 ページをご覧ください。

第2項及び第1目ともに町預金利子は1,000円で、現金運用利子でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は927万3,000円で、奨学資金貸付金返還金が727万3,000円、災害援護資金貸付金返還金が200万円でございます。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は5,237万1,000円で、地域支援事業受託事業収入4,822万9,000円などでございます。

33 ページをご覧ください。

第3目・農林水産業費受託事業収入は 1,151 万 2,000 円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入 1,141 万 3,000 円などがございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は 1,000 円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入 4,867 万 6,000 円は、主に次のページの三重県市町職員互助会公益事業等助成金の 600 万円、35 ページの土地改良施設維持管理適正化事業交付金 540 万円、36 ページの消防団員退職報償金 800 万円などがございます。

37 ページをご覧ください。

第20款及び第1項ともに町債、第1目・総務債 1 億 420 万円は、過疎地域自立促進特別事業債で、対象となるソフト事業といたしまして、CATV行政放送事業をはじめとする 19 事業に充当するものがございます。

第3目・衛生債 7 億 2,110 万円は、クリーンセンター改修事業債で合併特例債でございます。

第4目・農林水産業債 4 億 240 万円は、農業債の県営ため池等整備事業債 1,000 万円及び林業債の林道江竜線改良事業債と林道便石線舗装事業債で 2,740 万円が過疎債でございます。

38 ページをご覧ください。

水産業債の海岸保全施設整備事業債 3 億 2,420 万円は合併特例債、津波・高潮危機管理対策事業債 4,080 万円は過疎債でございます。

第6目・土木債の道路橋りょう債 1 億 6,160 万円はすべて過疎債で、町道馬瀬 1 号線道路整備事業など 15 事業に充当するものがございます。

第7目・消防債 4 億 1,910 万円は、小型動力ポンプ付き積載車購入事業債 570 万円、消火栓新設事業債 200 万円、救急車整備事業債 1,520 万円が過疎債で、避難路誘導灯設置事業債 210 万円が合併特例債でございます。

避難路整備事業債 200 万円、39 ページをご覧ください。

防災倉庫整備事業債 90 万円、防災行政無線整備事業債 3 億 9,120 万円が緊急防災・減災事業債でございます。

第8目・教育債 3 億 7,760 万円は、学校給食センター整備事業債 3 億 5,780 万円が合併特例債で、学校給食センター給食車整備事業債 1,980 万円は過疎債でございます。

第10目・臨時財政対策債は2億5,800万円でございます。

以上が歳入予算でございます。

引き続き歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は1億584万2,000円で、1名分の嘱託職員等賃金201万5,000円のほか、議会活動及び議会事務局運営事業7,909万4,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

42ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は6億3,588万6,000円で、主な事業としましては、12名分の嘱託職員等賃金5,383万6,000円のほか、総合住民情報システム運営事業1億1,416万7,000円は、電算事務委託料やマイナンバーカードにより証明書等をコンビニエンスストア等で交付するためのシステム整備に要する経費などがございます。

44ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は5,866万7,000円で、主な事業といたしまして一般広報・広聴事業の1,189万6,000円が、広報きほくの発行に要する経費、CATV行政放送事業1,985万4,000円が行政放送番組ふるさと紀北町の番組の製作などに要する経費でございます。

次のページの文書取扱事業2,076万8,000円は、文書の処理や複写機等の使用に要する経費でございます。

第3目・財政管理費は418万円で、予算編成や執行管理に要する経費などがございます。

第4目・会計管理費は117万9,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億1,585万7,000円で、主な事業としまして庁舎管理事業4,077万7,000円が、本庁舎や職員用パソコンの維持管理などに要する経費で、公用車管理事業1,964万円が、公用車3台の更新及び44台の維持管理などに要する経費でございます。

基金管理事業1億3,181万4,000円は、ふるさと応援基金積立金1億2,000万円のほか地域づくり事業基金や基金運用利息などの積立に要する経費でございます。

46ページをご覧ください。

第6目・企画費は1億3,945万8,000円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業2,097万円が、尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線や自主運行バスの「いこ

かバス」などに要する経費でございます。

47 ページをご覧ください。

ふるさと寄附金推進事業 6,934 万 3,000 円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品などに要する経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は 3,761 万円で、主な事業としましては、出張所管理事業 605 万 2,000 円が、老朽化した船津出張所の移転工事費及び町内 5 カ所の出張所の管理運営に要する経費で、海山総合支所管理事業 2,351 万 2,000 円が、海山総合支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

48 ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費 7 万 4,000 円は、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費 380 万 3,000 円は、防犯活動や交通安全対策に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

49 ページをご覧ください。

第12目・諸費 882 万円は、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

第13目・地域振興費 500 万円は、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金でございます。

50 ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は 8,707 万 9,000 円で、2名分の嘱託職員等賃金 405 万 2,000 円のほか、税務一般事務事業の 2,424 万 8,000 円で、固定資産税評価替えに伴う委託料などでございます。

51 ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は 427 万円で、町税の徴収等に要する経費等でございます。

52 ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は 6,951 万 7,000 円で、主な事業としましては、3名分の嘱託職員等賃金 618 万 5,000 円のほか、戸籍電算管理事業 1,089 万 4,000 円などでございます。

54 ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は 833 万 2,000 円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第7目・参議院議員選挙費は1,775万3,000円で、任期満了に伴う参議院議員選挙の執行に要する経費でございます。

第9目・知事選挙費は1,163万6,000円で、任期満了に伴う知事選挙の執行に要する経費でございます。

56ページをご覧ください。

第10目・県議会議員選挙費は301万4,000円で、任期満了に伴う県議会議員選挙の執行に要する経費でございます。

57ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は397万9,000円で、経済センサス調査など指定統計調査に要する受託事業でございます。

58ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は81万4,000円で、監査委員2名分の報酬などでございます。

59ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、7億6,595万9,000円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億7,679万9,000円や紀北町社会福祉協議会助成事業6,774万3,000円は、紀北町社会福祉協議会への助成金で、紀北広域連合運営事業4億4,239万1,000円は、紀北広域連合への負担金でございます。

60ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億4,280万4,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,871万2,000円が、心身障害者の方への医療費助成に要する経費で、障害者介護・訓練等給付事業4億2,241万4,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

61ページをご覧ください。

第4目・国民年金事務費は1,618万9,000円で、1名分の嘱託職員等賃金201万5,000円のほか国民年金事務などに要する経費でございます。

63ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億1,045万6,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業・町単の事業費1,168万5,000円が、長寿祝い金、社会福祉大会などの社会福祉協議会への委託料や、ねたきり老人等福祉保健手当などの経費

で、老人福祉施設措置事業 3,042 万 5,000 円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費や後期高齢者医療特別会計繰出金 4 億 38 万 6,000 円などでございます。

64 ページをご覧ください。

第 2 目・養護老人ホーム費は 9,822 万 6,000 円で、14 名分の嘱託職員等賃金 2,855 万 8,000 円のほか、老人ホーム管理運営事業 2,923 万 2,000 円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営及び冷凍冷蔵庫の更新等に要する経費でございます。

66 ページをご覧ください。

第 3 目・介護保険費は、37 万 8,000 円で、介護保険徴収関係の嘱託職員等賃金でございます。

第 4 目・老人保健費は 1,000 円で、事務に係る手数料でございます。

67 ページをご覧ください。

第 3 項・児童福祉費、第 1 目・児童福祉総務費は 4,736 万 8,000 円で、主な事業としましては、子育て支援センター設置事業 1,701 万 7,000 円が、民間の子育て支援センターへの事業委託、放課後児童クラブ対策事業 1,594 万 1,000 円は、放課後の児童対策のための事業補助金でございます。

第 2 目・保育所費は 4 億 6,324 万 9,000 円で、主な事業としましては、私立保育所保育対策事業 1,340 万 8,000 円が、私立保育所の保育対策を支援する町単の事業補助金で、児童保育事業 4 億 4,963 万 3,000 円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所 7 園への事業補助金でございます。

第 3 目・児童措置費は 1 億 5,356 万 1,000 円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第 4 目・母子福祉費は 4,772 万 7,000 円で、一人親家庭等医療費助成事業が 1,322 万 5,000 円、子ども医療費助成事業 3,450 万 2,000 円は、中学校卒業までの子どもの通院及び 18 歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の助成に要する経費などでございます。

第 5 目・へき地保育所費は 9 万円で、維持管理に要する経費でございます。

68 ページをご覧ください。

第 4 項及び第 1 目ともに災害救助費 25 万 8,000 円は、災害援護資金償還に要する事務費などでございます。

69 ページをご覧ください。

第 4 款・衛生費、第 1 項・保健衛生費、第 1 目・保健衛生総務費は 1 億 4,491 万 2,000

円で、主な事業としましては、2名分の嘱託職員等賃金 240 万 6,000 円のほか、地域保健
共通事業 2,852 万 6,000 円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金など
でございます。

70 ページをご覧ください。

第2目・予防費は 7,377 万 1,000 円で、主な事業としましては、予防接種事業 3,324 万
3,000 円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種に要する経費で、ガン検診
事業 2,469 万 3,000 円が、各種ガン検診などに要する経費でございます。

第3目・環境衛生費は 4,572 万 4,000 円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車
管理運営事業 2,172 万 6,000 円が、浄聖苑の管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金などで、
次のページをご覧ください。

浄化槽設置整備事業 1,528 万 1,000 円は、合併浄化槽設置整備事業費補助金などで、環
境保全監視調査事業 505 万 4,000 円は、水質・大気・土壌等の監視調査等に要する経費で
ございます。

第4目・環境保全費は 76 万 9,000 円で、環境美化の推進に要する経費でございます。

72 ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億 7,412 万 1,000 円で、1名分の嘱託職員等
賃金 206 万 6,000 円でございます。

第2目・塵芥処理費は5億 6,917 万 4,000 円で、主な事業としましては、リサイクルセ
ンター管理運営事業4億 176 万 1,000 円が、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設
管理費、ごみ収集処理事業 6,490 万 7,000 円が、町内のごみ収集に要する経費などでござ
います。

73 ページをご覧ください。

廃棄物適正処理推進事業 3,299 万 9,000 円は、廃棄物の適正処理の啓発や不法投棄対策
などのほか、不燃物処理場の機能回復に要する経費でございます。

第3目・し尿処理費は8億 4,784 万 4,000 円で、し尿処理事業 6,091 万円は、クリーン
センターの管理運営に要する経費でございます。

74 ページをご覧ください。

し尿適正処理推進事業7億 8,693 万 4,000 円は、クリーンセンターの長寿命化と、交流
人口の増など現状に対応した処理能力の確保を図るための改修費でございます。

75 ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,615万円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

76ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は773万7,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は5,519万9,000円で、主な事業としましては、1名分の嘱託職員等賃金195万5,000円のほか、農業用施設管理事業1,101万8,000円が、県営ため池整備等整備事業負担金1,000万円を含む農業用施設の維持管理に要する経費でございます。

77ページをご覧ください。

農地中間管理機構関連農地整備事業1,430万円は、整備のための事業計画書策定などの経費で、県からの委託事業でございます。

78ページをご覧ください。

第5目・農地費は4,773万4,000円で、主な事業としましては、海岸環境整備事業881万7,000円が、農地関係の海水浴場3カ所の維持管理に要する経費で、土地改良施設維持管理適正化事業945万6,000円は、船津川排水機場屋上防水工事など排水機場の整備などに要する経費でございます。

有害鳥獣対策事業685万9,000円は、集落支援員制度を活用した農村見守り支援員2名による獣害防止対策に要する経費などでございます。

79ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は4,165万4,000円で、1名の嘱託職員等賃金201万5,000円のほか、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

第2目・林業振興費は1,931万1,000円で、主な事業としましては、次のページのみえ森と緑の県民税市町交付金事業は1,250万9,000円で、河川周辺の立枯木整備や人家裏の危険木の伐採への事業補助金などでございます。

第3目・林業施設費5,960万5,000円は、林道・治山関係事業2,239万2,000円が、林道便石線舗装工事のほか町管理の林道等の維持管理に要する経費で、林道改良事業3,721万3,000円が、継続事業であります林道江竜線の江竜橋架け替え工事でございます。

第4目・町有林造成費は6,843万6,000円で、町有林の保育、管理等を実施する経費などでございます。

81ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,141万3,000円で、分収造林の受託事業でございます。

82ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,165万4,000円で、水産業の総合的な企画運営に要する経費で、関係団体等への負担金などでございます。

第2目・水産業振興費は2,818万4,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業644万5,000円が、漁業近代化利子補給金補助金や漁業協同組合の施設修繕補助金などでございます。

83ページをご覧ください。

水産業強化支援事業1,000万円は、イセエビの増殖を図るための築磯の整備でございます。

第3目・漁港管理費は6億2,369万8,000円で、漁港管理事業4,568万6,000円が、島勝漁港陸間の動力化改良工事など漁港の維持管理に要する経費で、海岸保全施設整備事業5億7,801万2,000円が、三浦漁港及び矢口漁港の海岸施設の堤防等の改修で継続事業でございます。

85ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は6,281万円で、主な事業としましては、3名分の嘱託職員等賃金610万4,000円のほか、継続事業の地方創生推進交付金事業、商工分1,025万円などでございます。

86ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は4,349万7,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円が、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。

その他、ふれあい広場マンドロや道の駅、地域振興施設の管理運営に要する経費などがございます。

第3目・観光費は1億4,871万3,000円で、主な事業としましては、観光活性化対策事業1,792万3,000円が、紀北町観光協会など観光関係団体や各種イベントへの補助金などで、温泉施設管理運営事業3,415万2,000円が、古里温泉の水中ポンプ更新及び管理運営に要する経費でございます。

87ページをご覧ください。

紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,801万7,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、観光振興事業2,384万6,000円は、ラジオなどのPR番組の制

作委託や紀北町観光協会への事業補助金などに要する経費で、地域おこし協力隊受け入れ事業、観光分 358 万円は、観光推進のための隊員 1 名分の活動費でございます。

88 ページをご覧ください。

第 7 款・土木費、第 1 項・土木管理費、第 1 目・土木総務費は 9,246 万 3,000 円で、1 名分の嘱託職員等賃金 183 万 5,000 円のほか、土木事業推進及び管理関係や道路台帳の修正などに要する経費でございます。

90 ページをご覧ください。

第 2 項・道路橋りょう費、第 1 目・道路橋りょう総務費は 712 万 5,000 円で、道路関係団体負担金などがございます。

第 2 目・道路橋りょう維持費は 1 億 3,905 万 1,000 円で、3 名分の嘱託職員等賃金 866 万 7,000 円のほか、町道道路維持補修事業 3,708 万 2,000 円が町道の維持補修に要する経費、交通安全対策事業 1,750 万 2,000 円が町道の交通安全に要する経費、橋りょう維持補修事業 7,580 万円が橋りょう長寿命化修繕計画の策定及び修繕、改修工事に要する経費でございます。

91 ページをご覧ください。

第 3 目・道路橋りょう新設改良費は 1 億 5,883 万 2,000 円で、町道道路改良事業の町単分 1 億 1,801 万 4,000 円は、町単独の道路改良 10 事業等に要する経費、下排水路整備事業 1,001 万 8,000 円は、下排水路の整備改修等に要する経費、町道道路改良事業の舗装 3,080 万円は、町道の舗装 4 事業に要する経費でございます。

92 ページをご覧ください。

第 3 項・河川費、第 1 目・河川総務費は 822 万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第 2 目・河川施設費は 2,270 万円で、河川改修 2 事業及び維持補修に要する経費でございます。

第 3 目・砂防費は 1,550 万円で、急傾斜地崩壊対策事業の県営事業負担金でございます。

93 ページをご覧ください。

第 4 項・港湾費、第 1 目・港湾管理費は 1,382 万 5,000 円で、主な事業としましては、港湾環境清掃業務委託事業 455 万円、江ノ浦橋管理委託事業 842 万 8,000 円などがございます。

第 2 目・港湾施設費 500 万円は、平成 25 年度から事業を実施しております江ノ浦大橋耐

震化事業の負担金でございます。

94 ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は631万6,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は335万2,000円で、都市公園の整備や管理に係る経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

95 ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,835万1,000円で、町営住宅管理事業2,280万6,000円のほか、木造住宅耐震診断、耐震補強事業などに要する経費でございます。

96 ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は4億5,997万5,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は4,015万5,000円で、主な事業としましては、消防団出動事業900万円が、消防団員の出動・訓練などの報酬、消防団員活動事業2,718万2,000円は、消防団員の年報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は2,157万6,000円で、主な事業としまして、97 ページをご覧ください。

消防施設・機械器具整備事業1,501万6,000円で、消防団の小型動力ポンプ付積載車2台の更新等に要する経費でございます。

第4目・水防費は1,065万7,000円で、河川海岸水防対策に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は4億2,772万3,000円で、主な事業としましては、災害対策事業1,326万円が、非常用備蓄品や避難所用備品の購入、施設の維持管理など災害対策に要する経費で、次のページの地震・津波災害避難路等整備事業609万6,000円は、地震・津波避難路、避難誘導灯などの整備と維持管理に要する経費で、防災行政無線整備事業3億9,124万4,000円は、同報系防災行政無線のデジタル化の整備費でございます。

99 ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万1,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は7,922万9,000円で、主な事業としましては、4名分の嘱託職員等賃金966万6,000円のほか、児童生徒スクールバス運行事業1,341万9,000円などござ

います。

100 ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は1,021万1,000円で、主な事業としましては、きほく子育て応援事業675万1,000円が、子育て支援のための小学校入学時の入学用品の支給及び多子世帯への幼稚園、小・中学校の給食費の支援に要する経費のほか、新たに10月からの保育料無償化による不均衡を是正するための幼稚園児への給食費の支援でございます。

第4目・奨学費は859万9,000円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

102 ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億4,678万1,000円で、主な事業としまして、9名分の嘱託職員等賃金1,834万6,000円のほか、小学校管理運営事業4,716万1,000円は、小学校9校分の維持管理に要する経費、特別支援学級児童介助教員設置事業3,468万7,000円は、介助員及び介助教員15名の配置に要する経費、小学校教育コンピュータ整備事業820万1,000円はパソコン教室及び校務用パソコンの更新費などで、ALT事業1,950万2,000円は、ALT4名の経費でございます。

103 ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,478万1,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,334万9,000円で、社会科副読本作成など、小学校の教育振興に要する経費でございます。

104 ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は6,181万8,000円で、主な事業としましては、4名分の嘱託職員等賃金818万円のほか、中学校管理運営事業3,275万2,000円は、中学校4校の維持管理に要する経費で、特別支援学級生徒介助教員設置事業705万8,000円は、介助員及び介助教員3名の配置に要する経費、中学校教育コンピュータ整備事業354万3,000円はパソコン教室及び校務用パソコンの更新費などでございます。

105 ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,278万8,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業が1,338万7,000円で、中学校4校の教育振興に要する経費などでございます。

106 ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は5,817万1,000円で、3名分の嘱託職員等賃金656万7,000円のほか、幼稚園管理運営事業1,171万5,000円は、紀伊長島幼稚園の修繕費と

幼稚園2園の管理運営に要する経費でございます。

108 ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億4,485万4,000円で、主な事業としましては、16名分の嘱託職員等賃金3,276万6,000円のほか、図書館管理運営事業1,097万円が図書館情報システムの更新と3カ所の図書室の管理運営に要する経費で、集会施設等管理運営事業2,241万9,000円は、若者センターや木工陶芸工房などの修繕や管理運営に要する経費でございます。

109 ページをご覧ください。

第2目・公民館費は3,133万5,000円で、公民館12館の管理運営に要する経費でございます。

110 ページをご覧ください。

第3目・郷土資料館費は139万7,000円で、郷土資料室2カ所の管理運営に要する経費でございます。

第4目・文化財調査費は407万2,000円で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の189万6,000円で、そのほか熊野古道の保全などに要する経費などがございます。

112 ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は1,579万6,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業434万6,000円のほか、平成33年の三重とこわか国体に向けた国民体育大会推進事業293万5,000円、地域おこし協力隊受入事業358万円は健康増進事業を推進するための隊員1名分の活動費などがございます。

第2目・給食施設費は6億3,488万1,000円で、113 ページをご覧ください。

学校給食センター管理運営事業5,257万6,000円は、海山地区の学校給食に要する経費で、給食施設管理運営事業4,941万8,000円は、紀伊長島地区の学校給食に要する経費、紀伊長島地区学校給食センター整備事業5億603万9,000円は、紀伊長島地区の学校給食センター建設のための工事費や車両購入費などがございます。

114 ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は7,674万9,000円で、主な事業としましては、赤羽公園管理事業838万7,000円で、整備や管理運営に要する経費、健康増進施設管理事業5,958万円は、紀北健康センターの指定管理料のほか施設の維持管理に要する経費でございます。

116 ページをご覧ください。

第 11 款及び第 1 項ともに公債費、第 1 目・元金は 12 億 6,855 万円で長期債の償還元金でございます。

第 2 目・利子は 6,901 万 3,000 円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

117 ページをご覧ください。

第 14 款、第 1 項、第 1 目ともに予備費は 1,000 万円でございます。

118 ページから 122 ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

123 ページと 124 ページは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、124 ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高の合計額は、前々年度末現在高の平成 29 年度末では 118 億 3,672 万 9,000 円で、前年度末現在高の平成 30 年度末では、126 億 2,039 万 8,000 円となる見込みでございます。これに当該年度の平成 31 年度中の増減見込としまして、起債借入見込額の 24 億 4,400 万円を加え、元金の償還見込額の 12 億 6,855 万円を差し引きますと、平成 31 年度末現在高は 137 億 9,584 万 8,000 円となる見込みでございます。

次に 125 ページ以降は、給与費明細書でございます。

まず、1 の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費につきましては、年間所要額は、合計 3,438 万 5,000 円でございます。

議員につきましては、16 名分の報酬などで、年間所要額は、合計 6,703 万 3,000 円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など 1,160 人分の報酬で、年間所要額は 4,699 万 3,000 円でございます。

126 ページをご覧ください。

一般職の職員数は、前年度より 1 人増の 176 人で、再任用短時間勤務職員が 1 人減の 2 人でございます。

給料は 6 億 5,682 万 4,000 円、職員手当 3 億 7,032 万 6,000 円、共済費は 2 億 1,372 万 7,000 円で、合計 12 億 4,087 万 7,000 円でございます。

前年度と比較し、給料で 316 万 5,000 円、職員手当で 482 万 1,000 円、共済費で 762 万円、合計 1,560 万 6,000 円の増額となりますが、その主な要因としましては、職員の昇給、昇格や平成 30 年度の勤勉手当の支給率引き上げなど給与改定の影響による増のほか、共済費は負担率の増などによるものでございます。

128 ページのアの職員 1 人当り給与から、132 ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で、平成 31 年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

東清剛議長

ここで暫時休憩いたします。3 時 45 分まで休憩いたします。

(午後 3 時 30 分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 45 分)

日程第 27・28

東清剛議長

次に、議案第 24 号、議案第 25 号の 2 件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第 24 号 平成 31 年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 31 年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成 31 年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 億 1,166 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予

算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

平成31年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億1,166万円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ3億131万1,000円減額の予算を計上させていただきました。

今回の当初予算は、平成30年度から県が市町とともに国保の財政運営を担い、財政運営の責任主体として中心的役割をはたす形に制度改正されて、2回目となる予算編成になります。

国民健康保険を取り巻く状況としましては、少子高齢化や高額薬剤への対応等の課題はありますが、平成30年度の国保改革は混乱もなく順調であり、それを受けての平成31年度の予算編成となっております。

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の7ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億4,423万6,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料228万7,000円をそれぞれ計上しております。

料率につきましては、平成30年度と変わりなく据え置いております。

9ページをご覧ください。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明などの手数料で、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

第3款・県支出金、第3項・県負担金補助金、第1目の保険給付費等交付金15億6,296

万 8,000 円は、普通交付金で、15 億 716 万 6,000 円計上しておりますが、これは国保の財政運営を行う上での基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は、5,580 万 2,000 円計上しておりますが、これは特殊事情による財政難の不均衡を調整する等を目的に交付するものでございまして、内訳としましては、努力支援の 697 万 5,000 円は、ジェネリック医薬品の推進や生活習慣病の予防に取り組む等して、医療費を抑制する自治体に対し交付されるものでございます。

地域特別調整交付金の 149 万 8,000 円は、国保の経営改善につながるようなシステム改修や計画策定等、特別な取り組みに対し交付されるものでございます。

県繰入金 4,036 万 1,000 円は、保険者の責めによらない医療費の増や災害等、地域の実情に応じて交付されるものでございます。

特定健康診査等負担金 696 万 8,000 円は、特定健康診査に係る補助基準額の 3 分の 2 の率による負担金を計上しております。

10 ページをご覧ください。

第 4 款・財産収入、第 1 項・財産運用収入、第 2 目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子 1,000 円でございます。

第 5 款・繰入金、第 1 項・他会計繰入金、第 1 目の一般会計繰入金につきましては 1 億 7,679 万 9,000 円でございますが、一般会計から国保会計への繰入金でございます。

これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの交付税措置のある法定分の繰入れでございます。

11 ページをご覧ください。

第 5 款・繰入金、第 2 項、第 1 目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために、基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、1,424 万 4,000 円を計上しております。

第 6 款、第 1 項、第 1 目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 万円でございますが、平成 30 年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

12 ページをご覧ください。

第 7 款・諸収入、第 1 項・延滞金、加算金及び過料、第 1 目・延滞金 1,000 円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

第 7 款・諸収入、第 4 項・雑入、第 3 目・一般被保険者第三者納付金 100 万円と、第 4

目・退職被保険者等第三者納付金 10 万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金でございます。

13 ページをご覧ください。

第 5 目・一般被保険者返納金と、第 6 目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ 1,000 円を計上してございます。

第 7 目・雑入の 1,000 円でございますが、療養費等の支給に係る国庫負担分の精算金を計上してございます。

次に歳出をご説明させていただきます。

14 ページをご覧ください。

第 1 款・総務費、第 1 項・総務管理費、第 1 目・一般管理費につきましては、3,561 万 9,000 円でございますが、職員人件費として 4 名分の給料等 2,696 万 6,000 円、嘱託職員等賃金は嘱託職員 1 名分の賃金 201 万 5,000 円、一般事務事業は 663 万 8,000 円でございますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料などがございます。

第 2 目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金 106 万 5,000 円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業に係る負担金などがございます。

16 ページをご覧ください。

第 1 款・総務費、第 2 項・徴収費、第 1 目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業 459 万 8,000 円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などがございます。

17 ページをご覧下さい。

第 1 款・総務費、第 3 項、第 1 目ともに運営協議会費につきましては、22 万 5,000 円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業の 15 名、3 回分の委員報酬でございます。

18 ページをご覧ください。

第 2 款・保険給付費、第 1 項・療養諸費、第 1 目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故に係る第三者行為分 100 万円を含む 12 億 8,220 万 6,000 円でございます。

第 2 目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分 10 万円を含む 1,085 万円でございます。

第 3 目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費として 867 万 5,000 円、第 4 目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費 10 万円でご

ざいます。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料573万9,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などがございます。

19ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費・第1目の一般被保険者高額療養費2億223万2,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費368万3,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費2万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

20ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は、20件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通して、直接払いをするための経費5,000円でございます。

21ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだものでございます。

22ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、県が町に交付金として支払う為の財源として徴収するものでございます。

算定方法としましては、県が県全体の保険給付費の見込みをたて、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定するもので、市町が県に納付金として納めるものでございます。

その内訳としましては、第1項・医療給付費分、第1目の一般被保険者医療給付費分として3億4,798万3,000円、第2目の退職被保険者等医療給付費分として42万円、23ページの第2項・後期高齢者支援金等分、第1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分として1億1,423万1,000円、第2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分として17万2,000円、24ページの第3項、第1目ともに介護納付金分として4,246万4,000円でございます。

25 ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに共同事業拠出金、第3目・その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。

26 ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費2,090万7,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費でございます。

27 ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費712万1,000円につきましては、国民健康保険保健事業としまして、医療費通知に係る経費や、脳ドック検診などにかかる経費を計上しております。

28 ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

29 ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

30 ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

31 ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第24号 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第25号 平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容に

つきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成31年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5億6,009万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億282万4,000円と、第2目の普通徴収保険料5,488万2,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億1,121万5,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金8,917万1,000円につきましては、保険料軽減分に係

る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上しております。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金 200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

次に、歳出につきまして、8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費 1,009万4,000円につきましては、職員人件費として職員1名分 993万3,000円、一般事務事業では、関係法規の追録代等 16万1,000円でございます。

9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項、第1目ともに徴収費 62万9,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

10ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金 5億4,737万1,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金 200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第25号 平成31年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

日程第29

東清剛議長

次に、議案第26号についての内容説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成31年度 紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,475万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は836万3,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入645万円と利用者収入191万3,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、1億6,496万1,000円で、保険者収入1億4,045万7,000円と利用者収入2,450万4,000円であります。

第4款・寄付金、第1項・寄付金、第1目・老人ホーム寄付金は、1,000円を計上するものであります。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

7ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、

要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は26万9,000円であります。嘱託職員等雇用保険料等であります。

8ページをお願いします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、116万3,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1億7,074万9,000円であります。

内容につきましては、職員人件費が職員11名分で7,320万5,000円、嘱託職員等賃金は、23名分で5,415万円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,317万円でありまして、嘱託職員報酬、賄材料費等に加え、本年度は、利用者の日常生活能力の低下を抑えるように、車いすでの利用可能なトイレ等の工事請負費565万1,000円を計上しております。

また、利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等の執行経費22万4,000円あります。

続きまして、12ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は、396万6,000円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして、13ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円あります。

以上で、議案第26号 平成31年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第30

東清剛議長

次に、議案第27号についての内容説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成31年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数	8,691戸
第2号 年間総給水量	233万2,518m ³
第3号 一日平均給水量	6,373m ³
第4号 主な建設改良事業	
三浦地区配水管布設替工事に伴う設計業務	1,500万円
上里地区配水管布設替工事(第5工区)	2,400万円
三浦地区送・配水管布設替工事	2,100万円
三浦浄水場設備更新事業	1,100万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款・水道事業収益	4億1,950万6,000円
第1項・営業収益	3億3,773万9,000円
第2項・営業外収益	8,176万7,000円
支出 第1款・水道事業費用	4億686万9,000円
第1項・営業費用	3億6,746万9,000円
第2項・営業外費	3,932万円
第3項・特別損失	8万円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,917万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額534万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,460万4,000円、建設改良積立金1,922万6,000円で補てんするものとする）。

収入	第1款・資本的収入	1億2,844万4,000円
	第1項・負担金	200万円
	第2項・補助金	6,524万4,000円
	第3項・企業債	6,120万円
支出	第1款・資本的支出	2億7,761万5,000円
	第1項・建設改良費	1億4,651万3,000円
	第2項・企業債償還金	1億3,110万2,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道建設改良資金にあてるため、限度額6,120万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 8,002万9,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,615万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、753万1,000円と定める。

平成31年2月28日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算実施計画説明書により、説明させていただきます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成31年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は、4億1,950万6,000円で、前年度予定額に対しまして、31万4,000円の増額となっております。

第1項・営業収益3億3,773万9,000円。

第1目・給水収益3億3,449万7,000円は、上水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益は、324万2,000円で、主なものといたしまして、材料売却収益189万3,000円は、給水装置工事用材料売却収益。

雑収益127万4,000円は、上水道加入分担金でございます。

28ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益 8,176万7,000円。

第1目・受取利息及び配当金1,000円。

第2目・補助金707万2,000円は、企業債償還利子にかかる一般会計からの補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入7,449万3,000円。

第4目・雑収益は、20万1,000円で主なものといたしましては、土地貸付料20万円等でございます。

29ページをお願いいたします。

次に収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は、4億686万9,000円で、前年度予定額に対しまして、1,306万5,000円の増額となっております。

第1項・営業費用3億6,746万9,000円、第1目・原水及び浄水費4,542万1,000円は、原水及び浄水設備の維持管理にかかる費用でございます。

主なものといたしましては、委託料1,083万円は、水質検査委託料、水道施設保守点検

費用。動力費 2,998 万 7,000 円は、水源地の電気代等でございます。

第 2 目・配水及び給水費 1,818 万円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する費用等でございます。

主なものといたしましては、30 ページをお願いいたします。

修繕費 810 万円は、給配水管修繕工事などに。

動力費 320 万 7,000 円は、加圧ポンプ所及び配水池の電気代等でございます。

第 3 目・総係費 1 億 322 万 3,000 円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた事業活動全般に要する経費を計上しております。

主なものといたしましては、報酬 22 万円は、水道水源保護審議会委員報酬。

給料 3,988 万 3,000 円及び手当等 1,581 万 4,000 円、賞与引当金繰入額 562 万 7,000 円、賃金 420 万 7,000 円、31 ページにうつりまして、法定福利費 1,136 万 8,000 円は、職員 10 名及び嘱託職員 2 名分にかかるものでございます。

委託料 1,316 万 2,000 円は、電算システムや検針・集金業務委託料等でございます。

32 ページをお願いいたします。

第 4 目・減価償却費は 1 億 9,664 万 8,000 円。

第 5 目・資産減耗費 254 万 9,000 円は、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却によるものなどでございます。

第 6 目・その他営業費用 144 万 8,000 円は、材料売却の原価でございます。

33 ページをお願いいたします。

第 2 項・営業外費用 3,932 万円。

第 1 目・支払利息及び企業債取扱諸費 2,419 万 9,000 円は、企業債利子の償還金 2,418 万 9,000 円等でございます。

第 2 目・消費税及び地方消費税は、1,512 万円。

第 3 目・雑支出は 1,000 円を予算措置しております。

第 3 項・特別損失、第 1 目・過年度損益修正損 8 万円は、過年度の水道料金の還付等にかかるものでございます。

34 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款・資本的収入は、1 億 2,844 万 4,000 円で、前年度予定額に対しまして、1 億 3,313 万 4,000 円の減額となっております。

第 1 項・負担金、第 1 目・負担金 200 万円は、消火栓設置工事負担金 4 基分でございます。

す。

第2項・補助金、第1目・補助金は6,524万4,000円で、内訳といたしましては、一般会計補助金4,907万8,000円は、企業債償還元金にかかる補助金。

県補助金1,616万6,000円は、建設改良事業の補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債6,120万円は、建設改良工事にかかる上水道事業債の借り入れでございます。

35ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は、2億7,761万5,000円で、前年度予定額に対しまして、1億354万4,000円の減額となっております。

第1項・建設改良費1億4,651万3,000円。

第1目・上水道改良費は1億1,064万5,000円で、主なものといたしましては、委託料1,500万円は、三浦地区配水管布設替工事に伴う設計業務でございます。

工事請負費の8,710万円は、上里地区配水管布設替工事（第5工区）2,400万円、三浦地区送・配水管布設替工事2,100万円等でございます。

人件費につきましては、設計技師1名分854万5,000円を計上させていただいております。

36ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は3,586万8,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費3,536万8,000円は、島勝加圧ポンプ場設備更新事業632万5,000円、三浦浄水場設備更新事業1,100万円等でございます。

第2項・企業債償還元金、第1目・企業債償還元金は1億3,110万2,000円で、企業債元金の償還にかかるものでございます。

以上で、議案第27号 平成31年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

東清剛議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいまの説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月1日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月1日金曜日の本会議で行うことに決定しました。

日程第31

東清剛議長

次に、日程第31 請願案件を議題とします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ説明に代えさせていただきます。

脇事務局長。

脇俊明議会事務局長

それでは、請願文書表をご覧ください。

平成31年3月紀北町議会定例会請願文書表

平成31年2月28日

受理番号請願第1号

受理年月日 平成31年2月19日

件名 「国に対し消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

請願の要旨 私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。このような中で消費税を引き上げれば8%増税時の不況より、更なる消費不況が危惧されています。同時に実施しようとする「軽減税率」は重大な問題があります。加えて商品券やポイント還元など景気対策をするといいますが、一時的・限定的であり不公平を更に拡大します。

そして「インボイス（適確請求書）制度」は、免税業者が廃業を余儀なくされ消えていくことになりかねません。そもそも消費税は所得の少ない人ほど負担が重い「逆進性」という根本的な欠陥を持つ税制です。長引く消費不況が続くなか、このまま税率引き上げが実施されれば、住民の暮らし、地域経済はもとより地方自治体にも深刻な打撃を与えます。

以上の趣旨から「消費税増税中止を求める意見書」を政府に提出していただきたくお願い

たします。

請願書の住所及び氏名 三重県北牟婁郡紀北町相賀671番地 全日本年金者組合 三重県牟婁支部 支部長 岩見雅夫ほか2名であります。

紹介議員は、田島明良議員、柴田洋巳議員であります。

付託委員会は、総務産業常任委員会でございます。

以上でございます。

東清剛議長

以上で請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については文書表のとおり所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、一般質問通告書の締切は、明日、1日の午後1時までであります。締め切り時間については十分に注意していただき、できるだけ早めに、ご提出してくださるようお願い申し上げます。本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 26分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元年 6 月 1 1 日

紀北町議会議長

東 清剛

紀北町議会議員

宮地 忍

紀北町議会議員

田島明良